

質疑を行ないます。横路節雄君。

○横路委員 私は、きょうは主として日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定を中心しながら、基本的な問題と、まず最初に主として佐藤総理にお尋ねをしたいと思っております。

総理は、去る十月十五日、わが党の山本幸一君の質問に答えて、この際「韓国と平和状態を招来することによりまして、アジアにおける日本のこれから第一歩というものが始まるのであります」と言われている。日韓条約がアジアにおける日本のこれから第一歩が始まるというのは何を意味しているのか、私は総理の真意がよく理解できませんので、この点、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 日韓関係については、申すまでもなく、これによりまして日韓間の親善友好関係、善隣友好関係を樹立する、これがわがかりになるだろう、いまだであるべき姿のものがまだないでいた。戦後二十年、隣国との間において友好関係を樹立することができなかった。しかしながら、この条約の批准を終えれば、初めてたゞいま申し上げたように隣国と友好関係が樹立される。そうして私考をしますに、アジアにおきましていまだで関係を保持しておりますのは国府、この国民政府とは条約、サンフランシスコ条約を締結いたしました友好関係を結んでおる。それ以外にはないものでありまして、日ソ関係は鳩山内閣時分に一応共同宣言はいたしておりますが、それ以外にはない。事実上の関係はそれぞれ中共あるいは北朝鮮ともございませうけれども、いわゆる外交関係というものは、戦後たいへんアジアにいる日本としては不十分、また、これという外交関係を樹立しておらない、これが私が申し上げた点であります。過去におけるこれらの状態は御承知のと

おりであります。このままでほうっておいていいということはいまだに考えてない。これからどういふように進めていくかという、もちろん事柄は簡単ではございせんから、いまして、日韓間が始まったから、この次はこれがこうなる、あれがこうなるというように、次々に申し上げるところまではいってございせんけれども、しかし、少なくともこれから、これが初めてスタートラインに立ったのだという感じがいたします。また、たゞそれだけではなく、もつと、アジアにある日本としてアジア外交を具体的に進めていく、そのことが要望されておる。これをひとつ真剣に考えていこう、これが私の気持ちであります。そういう意味合いを、本会議の席におきましてもきわめて簡単な表現をいたしましたので、横路君のたゞいまのようなお尋ねを受けたのだと、かように思いますが、今日までの状態では、国民の皆さまもたいへん御不満だと、かように私は思っています。

○横路委員 佐藤総理、いま第一歩というのは、まさに第一歩であつて、これからどつちの方向に向いて歩くのかわからぬというふうな意味に私は受け取つたわけですが。しかし、これは総理みずから経験されておるに、青森行きの汽車と鹿児島行きの汽車は違うのですから、初め第一歩を踏み出したときに、青森行きの汽車と鹿児島行きの汽車は、鹿兒島行きに乗り換へば青森に行くのであります。そういう意味で、私はもつと具体的に、第一歩を踏み出したというのだから、当然アジアに対する外交というのはいくどかお考えなのかというところを、私はあなたからここで話がでるかとお尋ねをいたしました。

そこで私のほうからお尋ねをします。あなたは十月十三日の所信表明において、こう言つています。「最も近い隣国たる韓国との間でさへ平和を達成できなくて、世界の平和を語る資格はありません」と、言つておる。朝鮮は、三十六年間の植民地支配をしたわけですから、一体お隣の中華人民共和国はどうなんですか。二十二年にわたつて日本が侵略を続けてきた国ではありませんか。韓国との間でさへ平和を達成できなくて世界の平和を語る資格がないというならば、お隣の中国との間でさへ平和を達成できなくて何で世界の平和を語る資格がありますか。その点、総理は全然そのことを省いていらつしやるではありませんか。あなたはお忘れになつたのではないですか。去年池田さんが病気で、おやめになつて、あなたが総理大臣になられて、去年の十一月の十日に、あなたは総理大臣として初めての記者会見をした。そのときに、あなたは何か言われたのです。日韓交渉と中共問題、日本は、日本の当面する外交の基本問題であり、佐藤内閣に課せられた重要問題でもある、こう言つておる。三十六年間の植民地支配の朝鮮に対しては——私は韓国と言つていない、朝鮮に対して平和の回復をするというならば、二十年間侵略をしてきたお隣の中国との間で平和の回復をするのは当然でありませうか。去年、あなたはそれだけの意気込みを持って総理大臣になられたではありませんか。今度の衆議院の本会議でも、参議院の本会議でも、何一つこの問題については触れていない。この問題の解決なくして何でアジアの平和外交について語るができますか。その点について総理の所信をお尋ねします。

○佐藤内閣総理大臣 まず第一にお尋ねになつていらつしやる、日本がどこへ行くのかわからないうち、上りの切符を買つておるのか、下りの切符を買つておるのかわからない、こういうお尋ねであります。しかし私は、ほとんど口をすっぱくするうちに、私の行き方は平和外交だ、いづれの国とも仲よくするということをほんとうにたゞびと申し上げてまいりました。そのいづれの国とも仲よくするといふ基本には、お互ひに相互に独立を尊重し、内政に干渉しないこと、このことは、お尋ねの通りでございます。もう耳にたこがよつておるから同じことは聞きたくないと言われる、かように私は思つておるのですが、どつちの切符を買つかかわらないとおつしやるから、重ねて申し上げるのです。これはもう間違ひのない方向なんです。そこで、ただいま言われまふように、とにかくアジア

アではまだまだ日本と国交が始まらない、正常化してない国は幾つもあるというのを冒頭に申し上げました。私は、ただいま申し上げるうちに、平和に徹した外交を進めていく、同時にまた、いづれの国とも仲よくしていく、これが私どもの行き方でありまして、またそれについては、私どもにも私どもの言い分があるから、それは十分聞いていただいて尊重してもらいたい。これが願いであります。

ただいま御指摘になりました中共問題について、これがわが国に重大な関係を持つもの、これは私も百も承知しております。しかしながら、ただいま今日、国際的な問題としてこの問題は簡単には片づき得ない状況にあることも、これは今日までの論議で十分横路君も御承知のはずなんです。われわれがいま努力する方向、それはただいま申し上げるような点にあるのだ、この点を御承知願ひたいのであります。私はたいへんはつきりしておる、かように思つておりましたが、意外にもはつきりしないということでありまして、重ねて同じことを申し上げます。

○横路委員 いま佐藤総理から、いづれの国とも仲よくする。これはきょう私があなたにお尋ねをした一番中心の眼目ですから、いづれゆつくり聞きます。あなたがたはたゞいづれの国とも仲よくしようという外交方針なのかどうか。しかしあなたは、中華人民共和国との国交回復については努力する方向にある、こう言つておる。何もわからぬ、努力する方向というのとは、ことばではだめです。やはりきょう私たちが、この論議を通じて国民の前に私たちの考え方も述べ、佐藤内閣の責任者である総理の考え方も述べ、佐藤内閣の努力の方向にあるのか、どういふ努力をするのか、どういふ方向に向いて努力をするのか、具体的にひとつお話をしたいと思ふ。

○佐藤内閣総理大臣 この中共問題につきましては、私もが国府との間に条約を結んでいて、そうしていわゆる条約上の権利義務のあること、こ

これはもうすでに御承知のことだと思ひます。また中共とは、事案關係においていゝゆる政經分離の形において貿易その他の交流をはかつていく、こゝういふことで今日まで努力してゐることも御承知のとおりであります。しかし、本来の筋の外交關係を樹立しろといふことが各方面でもいわれてゐる。しかしながら、今日まで私もが交渉したところでは、中共そのものも中国は一つだと言つてゐるし、また閣府自身も中国は一つだ、かゝうに申してゐます。したがつて、ただいま条約を締結してゐる、そして權利義務を有する閣府との關係、この關係がある限りにおきましては、今日この中國問題が具体的に政經分離以外の道で道が開けるといふことはまことに困難な状況だ。そこで、ただいままでのわれわれの努力してゐることは、この状態はひとり日本が重大関心があるばかりでなく、これは國際的な重大問題だ、そして國連加盟の問題をめぐり、また同時に、この國との交渉を持つその観点から、いゝゆる國際世論の動向をも十分考へていく、そして國連においては、この加盟問題はいゝゆる重要問題、重要問題としてこれを取り扱つていくのだ、こゝういふ方向で努力してゐることは、これは御承知のとおりなんです。私はこれを、いままでのことを申し上げる、それはただいま言われるように、けしからぬことだとか、それは不都合だと言われる、これはまた批判はそれぞれの御自由でありますけれども、ただいま申し上げる私もが努力してゐることは、ただいま私が説明するとおりであります。

○横路委員 あなたは、中華人民共和國も中国は一つだ、台湾の國民政府も中国は一つだ。まことにけつこうです。中国は一つです。しかし、あなたはいま何とおっしゃられたかといふと、國民政府との間に条約を締結してゐる以上は政經分離以外にないのだといふことは、國交回復について全然考へてゐないではありませんか。この間、中國の國連における代表權問題は、國連總會でフランスの外務大臣が説明をしてゐる、演説をしてゐる。十月十九日アジア調査会においては、イギ

リスの外相スチュアートも、いゝゆる中華人民共和國に國連の代表權を与えるべきだと言つてゐる。ウ・タント事務總長も同様だ、中華人民共和國に國連の代表權を与えるべきだと言つてゐる。あなたは、こゝういふことに耳をかさないのですか。あなたのおつしやるいゝゆる重要問題としての提案といふものは、中華人民共和國の國連代表權をあつても阻止するといふことにはかならないではあつませんか。何が一体アジアの平和外交です。一つも前進してゐないではありませんか。あなたは何でこゝういふように世界のこれらの國々に耳を傾けないのです。あなたはせせら笑つてゐるようだけれども、そゝういふ態度ではよくないですよ。もつとやはりわれわれの話をまじめに聞いてもらなければ困るんです。重要問題の提案といふのは、これは中華人民共和國の國連代表權を阻止する以外の何ものでもないではありませんか。その点についてはどうなんですか。

○佐藤内閣總理大臣 イギリスの外務大臣スチュアートさんがアジア調査会で話をしたことを引用されました。私はスチュアートさんにも東京でお目にかかりました。その會談の内容を私は全部は申し上げませんが、また申し上げる自由も持ちませんけれども、私も非常な関心を持つてゐますから、英國の外務大臣と直接話をして、そして十分意見の交換をいたしてゐます。

○横路委員 私が聞いてゐるのは、重要事項の指定といふのは、國連に対する中華人民共和國の代表權を阻止する以外の何ものでもないではないかと聞いているのですよ。そのことについて答へてもらひたい。

○佐藤内閣總理大臣 いや、これを阻止といふようにお考へになるのは、これはいかかと思ひますが、これは重要問題であることはもう間違ひのないことなんです。これは國連自身にとりまして、また日本にとりまして、お隣の國が國連に入る、また代表權の問題がこれによつてきまるといふこと、これが重要問題でなくして何が重要問題であるか、かゝうに私は思ふのです。

○横路委員 いや、總理、あなたはことばで言いますよ。あとで言ひます平和に徹するとか、重要問題だとか、すぐことばで言うが、ことばでは國民は納得しないですよ。それで、私はあなたにお尋ねをしておきますが、總理、いつ中華人民共和國と國交の回復をなさるのか、外交關係をいつ樹立なさるのか、その点をひとつお聞きしておきます。

○佐藤内閣總理大臣 國際世論の動向を十分見きわめて、しかる後にその問題がきまるわけでありす。

○横路委員 私は、總理、きょうは總理からこの問題についてもう少し、よく總理が言う前向きな姿勢でお話が開けると期待をしましたが、依然として同じです。非常にわれわれは期待はずれです。そうすると、總理のお考へは、いずれの國とも仲よくするといふが、結局は、韓国であるとか台湾の國民政府であるとかいふ國々との間に、反共の体制をつくることになり結果的になるではあつませんか。どうですか、その点は。そゝういふことになるではあつませんか、いろいろなことを言ひければいい。

○佐藤内閣總理大臣 いま、結果的に反共の同盟をつくることになるのではないかと言われたが、少なくとも結果的にこれはたいへん議論がむずかしい議論のようですが、私も、日韓台三国で共同的にさういふ話し合ひをしてはおりませんし、また、さういふ一緒の問題は、これはございせん。ただいま言われたものも、おそらくそゝういふ直接な問題はないのだといふその点は御了承していらつしやるから、結果的になるのだと、こゝういふような意味じゃないかと思ひますが、その結果的といふのは私に理解できないのです。御承知のように、日米安保条約はございせん、また米韓の問題もございせん、また米台の問題もある、かゝうに思ひますが、日本が韓国とこの条約を締結しましても、これは平和的なものであつて、軍事的な申し合はせはございせん。また、台湾との間に、國民政府との間に条約は締結してゐます

が、これまた平和的なものであります。米國が軍事的なものをやつたからといって、米國を中心にして無理やりに日韓台を結びつけるといふ、この考へ方はやや論理の飛躍があるのじゃないか。これは私が申し上げるまでもなく、この日本は、憲法がございせん、また日本の自衛隊法もございせん、それらの法律に縛られるのであります。したがつて、何だか關係がありそゝうに見えるが、それはそれぞれの國が独自の立場で独自の行き方をきめてゐるのであります。ただいまのように御心配になるようなことはない、私はかゝうに考へてゐます。

○横路委員 總理がどういふように強弁されようと、二十三日夜のソウル放送によると、韓國の朴大統領は、二十四日の國連デーンを迎えるにあつて特別談話を発表し、韓國の日韓條約の締結とベトナムへの戰國部隊の支援でアジアにおける反共体制は強化された、こゝう言つてゐる。はつきりしてゐる。だからこのことは、あなたが先ほどいふれの國とも仲よくすると言ふのが、現実に中華人民共和國とも國交回復をしてゐる、あるいは朝鮮民主主義人民共和國とも國交回復をしてゐる、そして韓国とも何となく、こゝう言うならば、あなたのお話は一応聞けるかもしれないが、それらの國との國交關係は閉ざしてゐて、韓国だ、台湾の國民政府だ、日本だ、こゝうなつてくるから、いま朴大統領が言つてゐる通りに、反共体制は確立をした——この言ひ分は前段にございせんが、反共の軍事体制は確立をしたといふ意味を明確にしてゐるのです。この点をあなたはどう思ひますか。

○佐藤内閣總理大臣 私が共產主義がきらいだといふことは、これはもう御承知のとおりだと思ひます。いゝゆる、そこで反共政策をとつてゐるかどうか、これは一つの問題だと思ひますが、私はきらいなんです。だから、私は日本の國が共產化されることには絶対に反対する、これだけは銘記していただきたい。しかし、共產主義の國が共產主義の政體、形態を選ぶといふこと、これはその

国の自由だと思ひますので、私は、外国についてはそういう点については触れておらないはずなのです。これも私ははつきり申し上げ得るのであります。

いま朴大統領の話を御引用になりましたが、これはどんな話をされたか、それは新聞で伝えておるだけであらう。そして彼が言っておることは、最初は反共体制だと言われた。反共体制が、いつの間にか横路君には反共軍事体制だ、かように言われる。この軍事の二字が入るから入らないでたいへん違うと思う。この点は、私、よく気をつけていた。

○横路委員 総理、いまに反共体制が反共軍事体制になるといふことは、私が一つずつ質問をして積み上げて、あなたにやおうなしにうんと言わせますから、聞いておいてください。

三木通産大臣おられますね。あなたに一つお聞きをしておきたいのですが、去る八月の二日、商工委員会でおわが板川委員の質問に答えて、吉田書簡に政府は拘束されない、こう答弁されましたね。その点間違いないかどうか、ちょっと答弁してもらいたい。

○三木国務大臣 吉田書簡は個人の書簡であつて、これは、条約上の取りきめのような拘束力はないと私は考えます。

○横路委員 いや、ちょっと三木さん、政府は拘束されるかどうかと聞いているのですけれども。条約でないことは知っていますよ。

○三木国務大臣 吉田書簡に拘束を政府はされません。

○横路委員 では総理、あなたは二月八日、石橋君の質問にこの場所、予算委員会の総括質問で答えて、吉田書簡は政府を拘束する、こう言つたのです。あなたは言つたのです。石橋君がおるから、何だつたら石橋君に間違してもらつていい。あなたはここで、いま通産大臣から拘束されないと言つたのだから、はつきりしてもらいたい。三木通産大臣のお答えに同意なら同意だと言つてもいい。これは非常に大事なことからいふから。

あなたははつきりしてもらいたい。

○佐藤内閣総理大臣 いま三木君が言つたように、これは個人の書簡でございます。また私が石橋君に申したのは、道義的に拘束されるということと言つた、かように思ひます。この点は、あるいは速記をもう一度確かめて、その上でお答えしたほうがいいかと思ひます。

○横路委員 何ですか、その道義的に拘束されるというのは何ですか。やはり結果は拘束じゃないですか。何ですか、道義的に拘束されるというの。拘束されるかされないかというのを私は聞いています。これは大事な点なことです。大事なことだから聞いています。だから拘束するのです。通産大臣はいま拘束されないと言つた。あなたは拘束すると言つた。(「条約でない」と呼ぶ者あり) 知つていますよ、そんなことは。条約でないことも知つていますよ。拘束するかしらないかを聞いています。答弁してください。

○佐藤内閣総理大臣 三木君がたゞいまお答えしたとおり、私がたゞいま申し上げたとおり、これは別に間違ひはございません。

○横路委員 それで、あなたは拘束するですね。いまあなたは拘束する、それは間違ひないと言つている。通産大臣は拘束しないと云つていて、一体こんなことであなた質問が続けられますか。(「じゃよせ」と呼ぶ者あり) 何だ、よせとは一体。(「速記録を見ている」と呼び、その他発言する者あり) 見られたらいいでしょう。あなたはさう言つていて。(「いいよ」と呼ぶ者あり) よくないですよ、あなた。だめです、こういうことを。これは大事な問題なんです。あなたのほうの党内だって、半分以上心配していますよ。――委員長、ちょっと待つて下さい。いま私がお待ちをしていふのは、この問題は、先ほど総理から、中華人民共和国の中国は一つだ、台湾の国民政府も中国は一つだ、しかし、台湾の国民政府との間に日華平和条約を結んでいふ限り、中華人民共和国との間には国交の關係、いわゆる外交關係の樹立はできない。しかし政經分離でやっています。こう

言つていて。そこで八月二日、板川君の質問に答えて三木通産大臣は、吉田書簡は拘束されないと答弁している。それで私は、ここで石橋君が二月の八日――私はちゃんと記録もあるし、その速記だけが省かれていふからいま持つてきますが、二月の八日、石橋君の質問に答えて、佐藤総理は拘束されたと云つた。しかも、いま重ねて道義的に拘束されたと云つた。それでつじつまが合わない。政經分離だ。通産大臣は拘束されない。だれだつて条約でないことは知つていて、協定でないことも知つていて。私はさういふ意味で、この点はこのことははつきりしなければ――私が言つていふのは、やはり日韓の条約といふことは、総理に言わなければ、最も近い隣りの国との平和状態がでなければアジアの平和ができないといふならば、二十年間にわたつて中国を侵略したのだから、まずその間に一歩ずつ積み上げていくという立場からいつても、与党の立場からいつても、保守党内閣の立場からいつても、私は、この吉田書簡については拘束されないといふことをここで明らかにすべきだし、通産大臣と総理大臣が違つていふ、こんなことで何でこゝでやれますか。(「違つちやないのだよ」と呼ぶ者あり) 違つていますよ。さういふことをこゝではつきりしなければだめですよ。

○佐藤内閣総理大臣 この二月八日のところだと思ひます。その一八ページから一九ページにかけての議論でありまして、ことにそのときは、橋本官房長官が前日しゃべつたことについて、私がそれと反対のことを言つたといふことであつたといふ言われたいと思ひます。たゞいま私が申したようなことは、この速記には出ておりません。やつぱり速記を確かめて返事をすると云つたほうが間違ひがなかつたように思ひます。そこで、この中の一九ページの初めに書いてある、その「拘束する」といふか、これはたいへん片一方のほうのこれに期待をかける、こういう事情であることだけを申しておるのであります。いわゆる自由な判断でわが国の貿易は遂行するつもりでございますか。

ら、これは、しばしば申し上げたとおり、自主的な判断ですといふことであります。しかし、たゞいま御指摘になりました吉田書簡といふもの、これにつきましても、国民政府側においてこれに期待をかける、さういふ事実は、私も認めざるを得ない、かように申すわけです。(「その前のところだ」と呼び、その他発言する者あり) 一八ページ「石橋委員 佐藤内閣として拘束されるかと聞いています。」「内閣総理大臣 直接ではございませんが、私はやはり拘束されるものだ、かように考えております。」「

○横路委員 そこで、それを聞きたい。いまの総理の御答弁で、総理は長々と、さきの二月八日の予算委員会の会議録の、石橋君の質問の一九ページの上述のところを読んだわけですか。しかし、総理が一番大事におっしゃつていふのは、一八ページの最後の一審末尾のところ、

「私はやはり拘束されるものだ、かように考えております。」「さう言つていふ。道義的にも何もないですよ。そんなこと書いてない。通産大臣は、拘束されない。総理大臣は、拘束される。これは一体どういふのですか。これは一体総理大臣どうなんですか。通産大臣は、いま、あなたのことですよ、半年たつた八月二日に、商工委員会でおやりになり、いまあらためてこゝで私の質問に答えて、拘束されないと云つた。あなたはまた重ねて……。だから、あなたがこゝで、拘束されないならされないと明確に御答弁になれば、私の次に続きますよ。

○佐藤内閣総理大臣 たゞいま速記を取り上げて読んだわけでありまして。しかし、私が申し上げることは、いわゆる法律的な拘束、かようなことはございませぬ。先ほど来申し上げたおりのこと、(「発言する者あり」) これはあたりまえだと言われまふが、あたりまえのことならお聞きにならなくてもいい……。

○横路委員 あたりまえのことなら何ですか。○佐藤内閣総理大臣 ちょっと待つて下さい。

めたかという、先ほどもちよつと触れましたように、前日に官房長官が吉田書簡は関知しない

と、こうやっちゃったわけですね、全然関知しない。だからわれわれは、当然吉田書簡というよ

うなものに関知しないし、一切の拘束力もないと、こういうふうな理解したわけですよ。そこで

総理大臣に確認をいたしたわけですよ。官房長官

がおっしゃっているが、これは間違いないと、い

んかと言つて総理大臣にお尋ねしましたら、い

や、あの関知しないというのは、当時の事情をよ

く知らなかったという意味に私はとっておりま

す。しかし、それは橋本さんが知らなかったの

であつて、総理大臣は当時の事情をよく知つてお

ります、いまの時点ではよく知つておる以上、こ

れは関知しないとは言えません。そして先ほど申

し上げたように、やはり私は拘束されるものだ

かように考へておりますとおっしゃつたわけなん

ですね。拘束されるということがある以上、これ

は当時吉田さんと政府のしかるべき機関——ある

いは内閣総理大臣、池田総理大臣かもしれませ

ん。外務大臣、通産大臣、そういうものとの間に

十分な連絡があつたと考へないことには拘束され

るはずはないですよ。拘束されるはずはない。そ

こでお尋ねしているわけですよ。

それじゃ、総理大臣に直接お尋ねいたしまし

や。当時、吉田さんは台湾に行つて、この対中国

貿易に輪銀を使うかどうかという問題を中心に話

し合ひをされることについて日本政府と密接な連

絡をとつておられたか、特にこの書簡を出すにつ

いて連絡をとつておられたかどうか、この点まず

確認をしていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまお尋ねになります

のは、この吉田書簡を出す前に政府と十分の打ち

合わせがあつたかどうか、こういうお尋ねだと思

ひます。さういふに聞いておるのですが、それに間

ら、これは全然関係なしに出しているとは、私は

さういふには想像しないといふことでござい

ます。ことに、当時御承知のように、倉敷レイ

ヨンの問題が解決をし、そしてその後のニチ

ボーの問題が議論になつてゐたといふことが、

さういふにすることがあるといふ問題になつて

ゐた、かように記憶しております。倉敷レイ

ヨンの輸銀を使つてのプラント輸出がすでに

できた後、それから今度にはニチボーの問題が

議論になつてゐるから、それで吉田さん

が向こうへ出かけたといふのが当時の吉田書

簡の経過であります。これは政府が特別に願

ひしたとあるいは吉田さんの自由意思で行か

れたか、さういふところは私は存じませんけ

れども、いづれにいたしましても吉田さんが出

かけたのは、これは吉田さんの個人の立場で

おやりになつたかどうか、これは当時の

事情をもう少し調べなければお答えはできな

いことだと思ひます。しかし、私が思ひますに

この前私が石橋君にお答えをしたとおり、この

ことをたゞいま私が取り消す、あるいは変

える、こゝろを考へてはございせんので、それ

だけはお尋ねの上でございせん。ただいまの

事実等についてのお尋ねは、これはまた別で

ございせんが……

○横路委員 総理大臣、あなたは事情はわか

らぬ。いまここに、まん中に一人いたんだが、

これに聞いてみなければならぬ。だから、この

に聞けば、私は事務の引き継ぎはされてい

ないからと。総理大臣に聞けば、私も当時

のいきさつは知らないと言ふ。あなたはいま

言つた。当時のいきさつは知らない、私は何

か。知つてゐるのですか。知つてゐるなら知

つてと言へばいい。○佐藤内閣総理大臣 当時

の事情を知らない、かようにも言つたとし

たら、これは間違ひです。詳細を私は知ら

ない。もし、これを言つておらなかつたら、

これをこの際につけ加えて、詳細を知らな

いと言へばいい。○横路委員 それでは、

総理大臣にお尋ねしま

す。詳細を知らないけれども概要を知つてゐ

るのだから、概要を明らかにしてもらいたい。

どういふことになつておるのです。○佐藤

内閣総理大臣 当時は中共へ帰るといふ事

件がありました。あれは周鴻慶事件、さうい

ふ問題がありました。国府との関係は非常な

むずかしい状況になつておつた。これは、

お尋ねになりました石橋君はよく御承知だ

らうと思ひます。さういふところで、吉田

さんが特派大使でお出かけになつたことは

承知してゐる。特派大使でありま

す。だから、さういふ意味におきまして、

たゞいま申し上げるうちに概要は知つてお

る。これは特派大使で出かけた、そして、

その方が書簡を出される、それが、いわ

ゆる政府と全然打ち合わせなしでといふ

ようにはどうも考へませんといふような

想像を私がしてゐる。この点は御了承いた

だけるだらうと思ひます。○横路委員

いまの総理大臣のことばは何で

すか。想像される。先ほどは詳細は知ら

ない。あなたは知らないと言ふから聞いたら、

私は詳細は知らない。それなら概要は知

つてゐるかと言ふ。私は概要を知つてゐる

からと。総理大臣に聞けば、私も当時の

いきさつは知らないと言ふ。あなたはいま

言つた。当時のいきさつは知らない、私は

何にか。知つてゐるのですか。知つてゐる

なら知つてと言へばいい。○佐藤内閣

総理大臣 当時の事情を知らない、か

ようにも言つたとしたら、これは間違ひ

です。詳細を私は知らない。もし、これ

を言つておらなかつたら、これをこの

際につけ加えて、詳細を知らないと言

へばいい。○横路委員 それでは、総

理大臣にお尋ねします。詳細を知らない

けれども概要を知つてゐるのだから、

概要を明らかにしてもらいたい。どう

いふことになつておるのです。○佐藤

内閣総理大臣 当時は中共へ帰るとい

ふ事件がありました。あれは周鴻慶事

件、さういふ問題がありました。国府と

の関係は非常なむずかしい状況にな

つておつた。これは、お尋ねになり

ました石橋君はよく御承知だらうと思

ひます。さういふところで、吉田さん

が特派大使でお出かけになつたことは

承知してゐる。特派大使でありま

す。だから、さういふ意味におきま

して、たゞいま申し上げるうちに概要

は知つてゐる。これは特派大使で出

かけた、そして、その方が書簡を出

される、それが、いわゆる政府と全

然打ち合わせなしでといふようには

どうも考へませんといふような想像

を私がしてゐる。この点は御了承

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十分休憩

午後一時十六分開議

○安藤委員長 休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続行いたします。

この際、通商産業大臣から発言を求めておりますので、これを許します。三木通産大臣。

○三木通産大臣 先般の横路君の御質問に対してお答えをします。

吉田書簡は両国間の取りきめのようなものではないが、吉田書簡が出たという当時の経緯を無視するわけにはいかない。自主的な判断をする場合には、こういういきさつ等も判断の材料になることは当然であると考えております。

○横路委員 いまの問題について私から一言だけ申し上げておきます。いまの通産大臣の御答弁、政府の統一見解は、吉田書簡は両国間の取りきめのようなものではないが、吉田書簡が出たという当時の経緯を無視するわけにはいかない。だから拘束されているということになる。自主的な判断する場合には、このいきさつ等も判断の材料になることは当然であると考えている。この文章からすれば、当然私はこの問題は拘束されるということになって、これは通産大臣が去る八月二日商工委員会で答弁されているのは、全く違います。これは総理が答弁されている趣旨です。これは二月の八日に石橋君に答弁されている趣旨と大同小異のものです。この点だけ私は申し上げておきますが、いずれこの問題については、さらに石橋委員、戸叶委員からも御指摘があるかと思いますが、次に移りたいと思います。ただ私はこの点は疑問に思っているので、きょうは疑問として投げかけておきますが、三十九年二月二十三日、朝日新聞は朝刊の第一面のトップに、「吉田氏きょう訪台」「池田首相の親書携え」元首相吉田茂氏は二十三日午

前二十時二十分羽田発の日航機で台湾訪問に出発する。吉田氏には自民党前代議士北沢直吉氏、麻生和子夫人、御恩外務省賠償部調整課長らが随行する。吉田氏は政府派遣の特使としてではなく、個人の資格で訪台、池田首相から蔣介石總統に宛てた親書を携行する。『こういうふうに新聞記事は報じているのでありまして、したがって、先ほど総理から私に対するいろんな経緯の中の答弁で、吉田茂氏は特派大使である、こういうお話ございましたが、この点については当時の新聞の記録はこういうふうになっているわけでありまして。この点については、私は先ほど申し上げましたように、戸叶委員や石橋委員から重ねてそれぞれ御本人が、この日韓条約について質問に立たれました場合にさらに追及すると思っておりますので、私は他に多くの問題を予定しておりますので、次に移りたいと思っております。ただ通産大臣には私からはまだ遺憾であるということだけは申し上げておきます。この文章は、通産大臣が八月二日に御答弁になったいわゆる拘束されないというものと全く性質が違つて、私は解釈をいたします。この点は二月八日の佐藤総理の石橋委員に対する答弁がそのまゝこの中に生きている。通産大臣は八月二日、さらに八月の第四十九臨時国会における予算委員会に加藤委員その他に同様の趣旨の答弁をしていますが、そういう点は私ははなはだ遺憾であるという点だけを申し上げて、次に移ります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま御指摘がありました。が、先ほど私が吉田茂、政府の特派大使だと、かように申しました。私もやや疑問を持ってその後外務省で調べました。ただいま新聞に書いてあるとおりこれは特派大使ではない、そのとおりでございますので、ただいま御指摘がありましたのを待つまでもなく、私が申し上げるべきだった、かように思つて発言をしたわけでありまして。○横路委員 いま総理からお話ございましたが、一つだけお話をしておきます。先ほど外務大臣は、私は事務引き継ぎは何もしないから知りま

私が質問したのは、通産大臣の新任のあいさつの中に、イデオロギーは別として、共産圏との貿易を拡大するということを言明しておいたのであります。そこで、私が過去の吉田書簡の経過を説明いたしております。その説明の前提になりましたのは、官房長官がかつて言つた、吉田書簡は関知せずという説明があり、その後総理が予算委員会において、これは関知せずというのはいかぬという否定がありました。しかし、七月の参議院選挙が終つてから佐藤内閣は改組し、新内閣が成立したわけでありまして。そして三木通産大臣は、幹事長として過去の事情をよく承知しておるはずであります。その幹事長として過去の事態をよく知つておる三木さんが通産大臣になられて、イデオロギーは別として共産圏との貿易を拡大すると言ふのだから、そうであるならば、一体吉田書簡はどういうふうな扱ひのか、こういう質問をしたのであります。ところがこれに対して三木通産大臣は、吉田書簡には拘束されないという、ただいま横路委員が言つたとおりの発言をしたのであります。また、吉田書簡は、外務大臣は知らぬというふうなお話であります。しかし吉田書簡の内容は外務省の金庫の中にあるはずじゃありませんか。この内容は、三十九年五月二日、中国向けプラント輸出については民間ベースでやるように検討すると申しております。とにかく吉田書簡の内容は外務省の金庫の中にある。その控えがあるのに外務大臣が知らぬという理屈はない、こう思うのであります。その後、政府の統一見解に従つて、あなたは法律的には拘束されないがと云う。私が質問したのは、法律的に拘束されるかどうかという質問じゃないんです。実際にこの吉田書簡に拘束されて、ニチボクのプラント輸出を停止し、日立造船の輸出を停止したじゃないか、だから、このイデオロギーに拘束されないで、今後共産圏貿易を拡大するというならば、当然これは新内閣の新しい通産大臣として吉田書簡に拘束をされないんじゃないか、されるのか、されないのかというのを聞いたときに、されないというこ

を言明したんじゃないですか。どうなんです。○三木通産大臣 いま横路君が私の板川君に対する答弁をお読みになったが、私が言つておることは、一個人の手紙が将来にわたつて政府の政策を拘束するものとは考えておりません。輸送を使うか使わぬかということは、自主的な判断をするんだという趣旨の答弁をしていくわけなんです。私はいまでもそう考えておる。もしそんなに拘束するならば、これは条約が協定にしなければならぬわけですよ。そういう意味において、政府の政策を拘束するものとは思わない、こう答えたわけでございます。また、予算委員会においてもこの問題に対して質問がありましたので、さらに私の考え方を詳細に社会党の質問に答えた場面もございます。したがって、今日においてもその考え方は、私は変わっておりません。○辻原委員 議事の取り扱ひについて発言をいたしたいと思ひます。先ほどからの横路委員から出されました吉田書簡の取り扱ひをめぐつての政府の答弁について、だんだん質疑応答がかわされましたが、質疑応答がかわされるにつれてますます総理、通産大臣、また外務大臣の答弁が、いまここにはありませんけれども、明瞭に食ひ違つていくことが明らかになってきております。この事態でことばの端々のやりとりをいたしても、これだけ重要な問題についての政府の基本的態度というものを明確にすることは、私は不可能だと思ふ。したがつてこの際、去る二月八日総理が答弁せられておる、拘束をいたしません、通産大臣が商工委員会において拘束はされません、いづれが政府の真意であるのか、単なるそのつどそのつどの答弁ではなくて、政府の統一見解として、文書によつて当委員会に提示されんことを私は要求したいと思ひます。したがつて、この取り扱ひは、ここで暫時休憩をいたしまして、政府の答弁が文書によつて提示された後、われわれは議事を進行したいと思ひますので、委員長においてそのように取り扱われんことを要求いたします。

せん、こういうあいさつけない話をされまし
た。総理もお聞きのとおりであります。しかし二
月十六日の衆議院の予算委員会、この場所、戸
外委員の質問に答えて、権名外務大臣は、行政上
の政策に合致いたしますので、その内容を政府が
是認いたしましたので、それだけの効果が出てく
るわけでございます。――そうすると、先ほど、
私は内容は知りませんが、何も引き継ぎをしてお
りません、何も知りませんが、だからお答えできま
せん、こう言った。ところが二月十六日の衆議院予
算委員会の記録を調べてみると、「その内容が政
府が是認いたしましたので、」となっている。こ
れもほんとうからいえば、先ほど権名大臣のあ
いさつも私たちが非常に遺憾だと思っておた
やさきに、さらに速記録によるとこういう点が出
てきたのだから、本来からいえば重ねて質問した
いところですが、次に移りたいと思いま
す。この点は外務大臣、あとであなた、私は引き
継ぎはしてない、何にも知らない、だからお答え
はできないなどというあいさつは、他の委員
によってさらに究明されることだけははつきりし
ておきます。

次に私は総理にお尋ねをいたしたのでござい
ますが、それは総理が外人記者クラブでお話をし
ている点等がございまして、その点について私は
ひとつそれとの関連でお話をしたい。たいへん
けつこうなことをおっしゃっているわけですが、佐
藤総理は二十五日夜東京丸の内外人記者クラブ
で開かれた同クラブ設立二十周年記念夕食会に出
て、日韓条約を中心に関係問題について演説をし
た。その中で――総理のおっしゃったことは引
用いたします。「一部には日韓条約が朝鮮の統一
を阻害する」という論議をする向きもあるが、私
は、日韓外交正常化こそ将来の朝鮮民族の平和
的統一の基盤になると確信している。」こうおっ
しゃっていますから、そこでこの問題を中心に聞
きたいと思っています。

カイロ宣言を受けましてポツダム宣言を降伏文

書によって受諾して、そのことによつて日本が朝
鮮を独立国として承認することを約束した。さら
に平和条約第四条、第二条で朝鮮の独立を承認す
る、したがって日本の義務を終わっている相手は
朝鮮であつて、大韓民国ではない。おわかりでしょ
うが……。カイロ宣言を受けてポツダム宣言を
受諾する、それを降伏文書で受諾した、それは朝
鮮の独立だ、平和条約第二条で朝鮮の独立をわれ
われは承認した、だからわれわれは、いわゆる朝
鮮の独立を承認するのであつて、大韓民国という
問題ではない、朝鮮全体の問題なんだ、私はそう
思うのです。この点はいかがでございますか。カ
イロ宣言からポツダム宣言、降伏文書、平和条約
というその関連からいけば、この精神はどうなん
でしょうか、総理大臣にお尋ねします。

ラフでの南北朝鮮の平和的統一の問題とからんで
きますから、そこで私は、総理は南北朝鮮という
ものはなぜ分断されているというように考えてい
られるのか、その原因が究明されてこなければ方
針が立たないわけでしょう、だからその原因を聞
いているわけですね。総理です。総理でなければ
答えられないです。

したいと思ひますが、これらの問題については、
なお石野委員からもさらに詳細に御質問があるう
かと思ひますが、私は、総理にお尋ねしたいの
は、先ほど総理もおっしゃっているように、
ポツダム宣言を受諾した。われわれはサンフラン
シスコ条約を批准している。そうすると、それは
朝鮮の独立である。したがって私たちがやるべき
ことは、南北朝鮮の統一に寄与すべきであつて、
いやしくも、わが国のやるべきことが南北朝鮮の統一
を阻害するものであつてはならないと思ひので
す。この点は、総理はいかがに思ひますか。われ
われができることは、ポツダム宣言、それを受諾し
たサンフランシスコ平和条約、それは朝鮮の独立
だ、それは朝鮮という一つの国だ、だから総理が
言っているように、南北朝鮮の統一、それにわれ
われが寄与する方向に向かつていかなければなら
ぬ。いやしくも南北朝鮮の統一を阻害するよう
なものであつてはならないと思ひますが、この点
私は総理の所信を聞いておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 朝鮮全体の独立だ、かよう
に私も理解しております。

○佐藤内閣総理大臣 いまのソ連とアメリカと意
見が違つた、これはそれぞれが支持しているもの
があつたといふことでございます。これがいまの
ように二つのものが出てきたその原因だと思ひ
ます。しかしそれを私がまとめようとする――その考
え方でもが国連中心主義でものごとをきめたい
と思つておりますから、国連の決議、またそれを
毎年確認しているその決議を尊重して、その関係
の問題になれば、国連が支持している方法、これ
を大韓民国は引き受けて、承認している、し
かし北は不幸にしてこれを引き受けておらない、
ここに問題がある、かように私は思つておりま
す。

○佐藤内閣総理大臣 横路君の御指摘のとおり、
これは朝鮮の独立、これに寄与する、こういうこ
とでなければならぬ、その原則は私も同じでござ
います。そこで私も国連方式を採用した、か
ように申しておるのでございます。

○佐藤内閣総理大臣 この点は、アメリカとソ連
の考え方が違つていたと思ひます。そのためにそれが
国連に持ち込まれたという経過になつていと思
ひます。御承知のようにGHQ、その中に朝鮮の
代表といふものがいたわけなんです、それが一つで
なかつた、一つにまとめることができなかった、
それが二つの国が意見が対立していた、こういう
ことでございます。

○横路委員 総理、いまのお答えでは、なぜ南北
朝鮮が分断されたのかという点については、どう
も私は総理の見解というものは明らかでないと思
ひます。もう一度お尋ねをしたいのです。この
ことは総理が、先ほど申し上げました外人記者ク
ラブでの南北朝鮮の平和的統一の問題とからんで

○横路委員 総理にお尋ねしますが、今日朝鮮の
統一を阻害しているものは何であると総理はお考
へになりますか。この点でも私もこの間小坂さん
の質問を聞いておつたのですが、総理の答弁が
はつきりいたしませんし、本会議で同様の問題に
触れたのですが、総理の見解もどうもはつきりし
ていないように思ひますので、きょうはぜひ、ひ
とつ朝鮮の統一を阻害しているものは何なのか、
何が朝鮮の統一を阻害しているのかということに
ついてお聞かせをいたしたい。

○横路委員 総理、いまのお答えでは、なぜ南北
朝鮮が分断されたのかという点については、どう
も私は総理の見解というものは明らかでないと思
ひます。もう一度お尋ねをしたいのです。この
ことは総理が、先ほど申し上げました外人記者ク
ラブでの南北朝鮮の平和的統一の問題とからんで

○横路委員 総理、いまのお答えでは、なぜ南北
朝鮮が分断されたのかという点については、どう
も私は総理の見解というものは明らかでないと思
ひます。もう一度お尋ねをしたいのです。この
ことは総理が、先ほど申し上げました外人記者ク
ラブでの南北朝鮮の平和的統一の問題とからんで

○佐藤内閣総理大臣 直接には、いわゆる国連方
式を韓国は承認した。北はこれを承認しない。い
わゆる国連方式による南北統一云々でございます
が、これを承認した国と承認しないところとがあ
る。これが直接の原因だと思ひます。さらにま

た、これをもつと別な見方をするならば、国連の權威を認めた国と、また国連の權威を認めない国ととの違いがある、かように私は思います。同時に、これはもつと別な表現をすれば、今日の国際情勢そのものが東西の冷戦、そのもとに平和が保たれておるという秩序が保たれておる、そういうところにも原因するだろう、かように私は思います。

○横路委員 私はいまの総理の御答弁は、一応総理の見解としてお聞きしておきたいと思ひます。この間小坂さんの質問に答えて総理は何と言っておるかという、北朝鮮からの共産主義国家による統一、こういふことの提唱があつて、それが障害になつておるのだとあなたは答へになつた。さすが小坂さんもあつて、それは小坂さんはそう思ひなかつたのだらうと思ひます。それで、さすが総理のその答弁にはちよつと閉口したようでございます、きょうはそうおっしゃるかと思つておつたらそうではない。総理、そう言つておられます。本会議でも言つておられます。小坂さんにも言つておられます。北朝鮮から北朝鮮の共産主義社会国家による統一を提唱されておる、それが障害なんだ、それが大きな原因だと言つておるが、きょうはあなたは国連というワクの中に入つて、韓国は国連方式による統一、北朝鮮は国連の權威を認めないという、あなたはそう言つておるのです。——いや違ふならば、やはり誤解がありますから、違ふとはつきりここで言つていただきたい。その点はみんな聞いておる。私ばかりではない。全部聞いておられますから、非常に重要な点です。

○佐藤内閣総理大臣 発言の機会を与えられたから、ただいま私の考え方を申し上げます。本会議並びにこの席で過般衆問題になつておるものは武力北進といふことばでございます。武力北進、南から武力で北進するといふことで、それを皆さん方が盛んに言つておられる。しかし私は武力北進といふことばは最近聞きません。あまり私が聞かないことばでございますといふことを申

し、それよりも私どもが耳にするのは、共産主義による南北統一、そういうことばでございます。だからそういう意味では、共産勢力の南への浸透といふか、そういうことばのほうが心配ではないか、かようなことを私は申ししたように思つております。

○横路委員 総理はいま非常に大事なことをおっしゃつたわけですね。自分は武力北進といふことは聞かない、しかし私の耳にするのは共産主義による統一だといふ。そんなことをだれが言つておるのでしょうか。だれも言つていないではありませんか。(佐藤内閣総理大臣 皆さんが言つておる「と呼ぶ」いや、皆さんが言うが、だれも言つていない。私は、それはぜひひとつ総理に聞いてもらなければならぬ。総理が平和的統一を推進すると言ふから、総理に聞いてもらなければならぬ。

一九六〇年八月十五日解放十五周年慶祝大会における金日成首相の報告演説抜粋、南北朝鮮連邦制に関する提案といふのがございまして、ここには南北朝鮮の連邦制の実現、当分の間は南北朝鮮の現在の政治制度をそのままに据置き、朝鮮民主主義人民共和国政府と大韓民国政府の独自の活動、同時に二つの代表からなる最高民族委員会を組織し、おもに南北朝鮮の経済、文化の発展を統一的に調整する方法でこれを実施しようといふものである。どこに言つていふでしようか。さらに一九六二年十月二十三日、朝鮮民主主義人民共和国最高人民會議第三期第一回會議における金日成報告、朝鮮民主主義人民共和国政府の当面の課題において再び連邦制の提案、一、外国軍隊の撤退、二、南北平和協定の締結、三、経済、文化の交流、自立経済の建設、四、連邦制度の実施、しかもここで言つておることは、南北双方の社会、政治制度の相互承認、相互内政不干渉、朝鮮民主主義人民共和国政府と大韓民国政府の代表からなる最高民族委員会を設置して、民族共同の関心事である文化発展、産業開発、外交などの共通問題を共同で処理する、そしてやがては民主

主義原則に基づく全朝鮮自由選挙による統一の中央政府の樹立と、こう言つておる。一体、私の耳にというのは、総理、それは何の正式の報告なんでしょうか。何の報告ですか、私の耳にというのは、それは、総理が平和的に統一をしようとのおっしゃるから私は聞いておるのですよ。

○佐藤内閣総理大臣 これはたいへん重大な問題でございますから、ただいまのようなお話が出てお尋ねがあつたと思ひますが、私は、プレスクラブでは、こういう事柄が実際の問題と違つておることを心から希望するといふようなことをつけ加えて申ししたけれども、ことしの四月十四日、インドネシアにおける金日成の講演でございまして、また十月十日朝鮮労働党創立二十周年慶祝大会における金日成の報告においては、南北統一について、ただいまお話になりました連邦制には触れておりません。北朝鮮の革命基地を強固にし、南朝鮮の革命闘争を支援し、国際革命勢力との連帯強化によつて南北統一がなされるべきであると論じておる、かように報じております。

○横路委員 一九六〇年八月十五日の金日成の提案説明、これは提案なんですか。これは実際に提案なんですか。一九六二年のこれも提案なんですか。さらに停戦協定以降におけるジュネーブ會議の提案だつてこのワクから出ていないのであります。だから私はそういう点で、総理が私の耳にするのは共産主義による統一だといふ点については、これは総理が平和的統一をするという場合に、私は大きな誤解、障害が生ずると思ふから、その点をお尋ねをしたわけなんです。

そこで、それならば総理にお尋ねしたいのです。どうしたら平和的統一ができるのか。あなたはこの平和的統一といふ言つておる、平和的統一の基礎になると確信しているから、じゃ、どういふようにしたら平和的統一ができるのか、その点についてお尋ねします。

○佐藤内閣総理大臣 私は、国連といふものがただいま國際的な、各国が承認しておるいわゆる平和機構だ、かように考えております、したがいま

して、私どもは外交の中心にも国連中心主義といふものをとつておる。社会党の方もこれには賛成であつた、かように私は記憶いたしております。この国連中心主義から申しますと、国連でいろいろ提案もし、いろいろ決議などもいたしておりますが、その提案を、国連の權威を認め、そしてその權威を尊重する、そういう立場に立つて韓国その他について十分考慮していく、こういうことが最も望ましい方法ではないかと思ふ。平和的な方法として、南北朝鮮の統一問題についても、国連は具体的な提案をいたしておられます。これを先ほど来申しておりますように、南は承認した、北はこれを拒絶した、こういふところに問題があるように思ひますので、国連という機能を尊重し、そしてまたその機能によるように、その機能を十分尊重していただくといふことが平和への道ではないか、かように私は考へるのであります。

○横路委員 いまの問題は、もうちよつとあとでまた重ねてお尋ねをしますが、まずお尋ねしたい点は、隣りの国と仲よくすることが平和への道だと総理は述べられておる。当然同じ隣りの国である北朝鮮の朝鮮人民民主主義共和国とも外交關係を樹立するのが私は當然だと思ひますが、この点はどうなさるのですか。

○佐藤内閣総理大臣 この朝鮮の問題になりますと、これが民族が二つに分かれておる、たいへん民族の不幸でもあります、私どももいたしまして、たいへんな不幸な状況だと、かように考へております。今日まで日本は、御承知のように、南いよめる大韓民国といふ交渉も、また、それと折衝し、その交渉を続けております。今回の条約もそういう意味ではできておるのでございまして、で、こういう關係にあると、北と同時に關係を持つわけにいかない。これは外交の慣例上の問題でございますが、そういう状態に置かれておる。

しかし、ただいま北にあるものを私どもは無視するつもりは全然ございませんから、在米同様の考へ方、つき合い方をしていく、これはケース・

パイ・ケースで実際の問題として処理していくというところでございます。今回の日韓の条約にいたしましても、北の問題には触れておられないというのが実情でございます。

○横路委員 まづ総理にお尋ねしますが、北に政権があるということはお認めになるのですか。

○佐藤内閣総理大臣 一つの北を支配している、そういう事実のあることは私も否定するものではございません。

○横路委員 そういう政権のある事実は認めるといふわけですね。その点でもはつきりしないのですか……。そういうことは、北を支配している政権のあるという事実は認める、こういうわけですね。その点ははつきりしてください。

○佐藤内閣総理大臣 北を支配しているという事実は認めるというところでございます。

○横路委員 何かあるのですか。北を支配している何かあるでしょう。北を支配している政権があるという事実を認めておる、総理はそこをお抜きになるから、私から聞かれるのですよ。話というのは一貫しないと、途中抜くとうまくないですよ。

○佐藤内閣総理大臣 北を支配しているという、これはたいへんむずかしい表現になります。横路君が政権だと言いたければ政権とおっしゃっていい。これはいわゆる正式の政権とは私ども認めてないから、そこでそのことを抜いたのでございますが、そういう権威のあることは認めておる、こういうことでございます。

○横路委員 総理にお尋ねしますが、これは未来永劫、北朝鮮の政府、朝鮮人民民主主義共和国とは外交関係を樹立しないのか、それともするか。そこを、一体将来絶対しないというのか、それとも何か状態が起さればするというのか、その点はどうかの点ですか。

○佐藤内閣総理大臣 これは横路君と私の結論があるいは違いますが、未来永劫南北統一できない、かように私は私を考へておらないのでございます。

○横路委員 私その前に一つお尋ねしていることは、その北にある朝鮮人民民主主義共和国という政権を将来絶対承認しないのか、それとも承認することがあり得るのかというのを聞いています。そこを聞いています。統一問題じゃない。統一問題は、国連方式によるという総理の考え、聞きました。だけれども、いま現実北にあるというのだから、北にあるというならば、未来永劫にしないのか、それともどういう段階にすればするの、その点を聞いています。

○佐藤内閣総理大臣 朝鮮、これを一つの国という考えか……。私もその考え方に徹してのごとを考へております。ただいま横路君がお尋ねになりますのは、ただいま一つの国ではないというようにお考えか、そしてこれは未来永劫一つの国にならないのだ、そういう場合にどうするのだ、こういうようなお話のように聞くのです。が、先ほど来私申しますように、これは一つの国だ、同一民族で一つの国だ、そして未来永劫、二つが一緒に——これは必ず一緒になるのだ、私かように考へておりますので、ただいまのお尋ねのような事態は私考へられないのです。だからちよつとお答へができない、こういう状況でございます。

○横路委員 いや総理、実はあなたのほうの広報委員長の山手君という人がある雑誌に書いていて、朝鮮には二つの国家があるのだ、二つの国家なのだ、こう言っているのです。広報委員長ですから、まあ相当あなたのほうで地位のある人が堂々と外部に向かって、相当の雑誌に書いているから聞いたのです。私はあなたにもう一べんお尋ねします。統一をすれば、統一ですからそれは統一された形ですから、それはボツダム宣言、降伏文書それからサンフランシスコ条約で、当然ですがね。しかし現実の問題としては、北に政権がある。この政権とは外交関係は絶対結ばないのかどうかというのを言っているのです。何か事情が変化してくれば結ぶのか、それはいつのことか、それは私もあなたに聞けません。三年か五年か十年かなんて聞かない。ただ、絶対結ばないのか、それとも結ぶことがあり得るのか、こう聞いておるのです。

○佐藤内閣総理大臣 私は、先ほど来申すように、これは必ず一つになるものだ、かように確信しております。だから、ただいまのようなお話は、これは私どもの意思でできるものでなくて、外部の事情でできることでございますから、私どもの意思としては、ただいまのように一つであることを希望し、また必ずそれが実現する、そういう意味の協力をするというにこれは終始するのでございます。それには間違いないのでございまして、その点を御了承いただきます。

○横路委員 それでは総理の御答へは、北とは、統一されるまで、二つに分かれていた限りにおいては外交関係を結ばないということですね。結論としては、そうですね。統一されるまでは、北との外交関係は結ばないということですね。その点ははつきりしてください。——これは総理です。よ。条約局長にどうぞきょうは聞いていないのだ。○佐藤内閣総理大臣 私どもは、いまの韓国、朝鮮の問題としては、冒頭から申しますように、韓国を相手にせずと交渉もし、すべての話し合いを続けてまいっております。したがって、いま北とは交渉しない、いまもしておりませんが、今後この状態が続くものが、かように私も考へております。先ほど来いろいろお尋ねがあらますが、しかし、この状態は必ず統一されるものだから、かように私は信じており、またそういう意味の協力をしておるというところでございます。しかし、皆さんがいま問題にしておられるように、この日韓条約を締結いたしました、北について、あるいは請求権の問題とか、これらのことは、これは別にしておりますから、こういう点には北には触れておらないこと、これだけは御承知願いたい。いわゆる北を含めてどうこうした全部の協定でないことだけは、これは御承知のとおりだ、かように思ってください。

○横路委員 総理、いまあなたは北との関係には触れてないとおっしゃっていますが、しかし、いまあなたの御答へからすれば、北との関係には触れているわけですね。統一されるまでは絶対しないというのだから、統一されるまで、統一朝鮮となればやらぬということとは、北とはやらないということなんです。この点は、私は、外務大臣にひとつお聞きをいただきたいのです。韓国国会の日韓特別委員会の会議録第三次会議、一九六五年八月三日、委員の質問に答えて、李東元外務部長官は「日本が将来以北といかなる外交関係も結ぶことはできないという予防措置を考究するためにわれわれがこれを要求したものであり、これがいわゆる第三条です。これを日本が確認したものが第三条の精神であり、目的です。また、交渉経過から見ても、すべて明らかです。」「将来国交が正常化すれば、われわれはこの問題に対して最後まではばむ」「日本は少なくとも国際間に公約した基本協定で韓国を唯一の合法政府として承認をした。このような日本の基本条約の精神は、日本が将来いかなる外交関係その他の関係も以北と結ばないことを公約したのである。」「こう言っている。これは約束したんですね、この基本関係条約第三条で。いまの総理のお話からすれば、まさにそのとおりになる。まさに李東元外務部長官が韓国の国会で答弁しているような総理の答へだ。それで間違いないのです。

○椎名国務大臣 違います。基本条約第三条は、韓国の国家の性格を、国連決議一九五号が述べておる、そのとおりであるという規定したものであって、この条約の締結によって北との関係が断たれたという解釈をとるべきではない。むしろ韓国を平和条約の際に承認したときに、他の七十幾つかの国と一緒にこれは承認したのであります。その七十幾つかの国は、朝鮮において韓国だけと国交を結んで、北との関係を設定しております。それと同じように、日本はその承認以来さような政策をとっております。今度の条約によつてさような関係を生み出したものではない。

○横路委員 そりすると、あなたのお話は、この基本関係条約第三条では北の政府との間のいわゆる交渉を断つたものではない、断つたものではないが、絶対にしない、こういう意味ですか。いま総理大臣は絶対にしないと言っているから。待つてください。外務大臣、私の話を聞いてください。あなたも聞いておたでしよう。総理大臣は、北との関係は絶対にしないと言っているから。北との外交関係は絶対にしないと言っている。李東元外務部長官は、この第三条で、いま読み上げた向こうの韓国の議事録で、これで日本は承認したのだ、北との外交関係その他の一切の関係を封鎖したのだ、そのことを承認したのだ、あなたはしないと言っているが、総理は北との関係を絶対にしないと言っているから、だから承認したことになるじゃないやありませんか。これはどうなんですか。

○椎名国務大臣 第三条があるがゆえに、日本は北との国交は将来とも絶対にできないようにこれを封じ込めたのだという、そういう解釈は違つておる、こういうことを申し上げておるのです。第三条は、われわれの相手国である韓国というものがどういふ国家であるかというその性格を、国連の決議というものに従つて、そのとおりだ、そういう性格のものであるということをただ記述しておるにすぎない。それよりもさかのぼつて、平和条約において日本が韓国を承認したときから、朝鮮においては韓国を唯一の相手方として、北の問題は問題にしない、こういう方針を他の七十数カ国とともに持つておる、こういうことを申し上げたのです。

○横路委員 それでは、外務大臣、この基本関係条約第三条からは北との外交関係の樹立は封鎖されてない、やろうと思えばやれる、しかし日本は絶対にしない、こういうことですか。外務大臣、そういうことですか、その点はつきりしてくださいよ。

○椎名国務大臣 やろうと思えばやれるというよりなことは言つていません。そんなことは言つてない。

○横路委員 外務大臣、何を言いますか。外務大臣、あなたに聞きますが、この基本関係条約第三条は、韓国政府が韓国の国会で説明し、答弁しているように、北と日本との外交関係を他の関係は封鎖したものだ、それについては日本は承認している、こういうことを言っているが、そういう事実はない、そういう事実がなければ、日本の意思でやろうとすればやることが出来る、こういうことになるじゃないやありませんか。そういうことになりませんか。

○椎名国務大臣 そりうことは言つてないので。○横路委員 だれが言つてない。○椎名国務大臣 ただ、それよりもさかのぼつて、平和条約において日本が韓国を承認したとき以来、他の七十数カ国と同じように、朝鮮半島においては唯一の国交を正常化すべき国家であるという方針をきめておる、こういうことなんですか。だから、やろうと思えばやれるというようなことはどこにもうたつておらない、こういうことを御了承願ひたい。

○横路委員 それでは、外務大臣、私は聞きますが、この李東元外務部長官が向こうで言つておる、いわゆる日本が将来以北といかなる外交関係も結ぶことはできないという予防措置を研究するにあつたつてこれを要求したので、日本がこれを承認したのだ、あるいは日本は少なくとも国際間に公約した基本協定その他によつて、したがつて将来いかなる外交関係も北と結ぶことができないことを約束したのだという、この韓国の国会における政府の答弁は間違ひですか、どうですかと聞いておる。それはどうなんですか。それを聞いておる。

○椎名国務大臣 ですから、第三条によつてそういうことをきめたものではないと、こういうことを言つておる。でありますから、その点は韓国のその答弁とはちよつと食い違ひ。ただ、しかし、基本的には、とにかく対立した国家は、一方を認めて、また他方も認めるということは、これはできないのですから、そういうことはしないという方針をすでに確立しておる。○横路委員 そりうすると、もう一つお尋ねします。第三条で、韓国政府との間には、北の政府との間に、日本は将来にわたつて外交関係を結び、その他の関係を結ぶというものはしないということ承認したというところはない、そのことだけはあつたのかないのか。なければないと言つてもいい、あるならある、そこだけ聞いてみる。○椎名国務大臣 承認するとか、しないとかいう問題ではないのでありまして、書きおろされた条約はもう客観性を帯びておるので、それを正當に解釈すれば、そういうよいけいなことはしておりません。○横路委員 それでは椎名さん、李東元外務部長官の答弁は間違ひですね。いやいや間違ひでしやう。ちゃんとはつきり言つておるでしやう。何を言つておるんだ。○椎名国務大臣 私は第三条のわれわれの解釈を申し上げております。○横路委員 いや待つてください。椎名さん、韓国側のそりう、これは提案説明をしているわけですから、提案説明その他の解釈は、日本政府としてはとらないところである、間違ひである、そりういふにはつきり、するならしてくださいよ。(そんなことを言う必要はない。)と呼ぶ者あり)言ひ必要なくはないでしやう。向こうで言つておる。はつきり言つたらいい。○椎名国務大臣 あくまで、何でも、この条約の正文をどう解釈するかということについての御質問だと思ひますので、私はそのことだけをお答え申し上げておるのであります。○横路委員 先ほどから総理は、北との国交、外交関係は樹立しない、統一朝鮮ができるまではしない。韓国側では、第三条では、北との外交関係は封鎖した。結果的には同じだ。やはり第三条は、そりう意味で、政府はそりう約束をしただ、そりういふにいわざるを得なくなつてしま

り。そこで、椎名外務大臣にお尋ねをしたいんですが、あなたはケリス・バイ・ケリスとよく言うが、外務省の下田次官は、十八日午後、国際電気標準会議総会の行なわれている東京芝の東京プリンスホテルにラドレー総会議長をたずね、「日韓国交正常化の十字路に当たる現段階では、この重要な国家的利益を守るために、国際的摩擦の発生を防止することが必要なので、北鮮代表の入国許可を与えることはできないと言つた」国際電気標準会議、こういうものに一体何で入国が許可できないんですか。さつき総理は何とおっしゃつた。政経分離だと言つた。椎名さん、台湾の国民政府は、あれは何となつておるんです。国連に代表権を持つておるんです。国連に代表権を持つておるんです。いま一応国連側は何と言つておるんです。台湾のいわゆる中華民国政府は、いまのところ中国における唯一の正統な政府だと国連側は思つておるのかもしれない。それでも総理は先ほど何とおっしゃつたんです。政経分離だと言つた。LT貿易でどんだん人が来ておるじゃないやありませんか。その他、労働組合の代表その他が来ておるじゃないやありませんか。何でも一休北朝鮮の、朝鮮人民民主主義共和国のこの人に対して、こりう會議に参加する人に対して、入国を許可したら国家的な摩擦が生ずるんですか。これは先ほど総理が私にお話をしたのと全く違ひじゃないやありませんか。総理、違ひますよ、あなたは。違ひんじやないですか。あなたは政経分離だと言つた。そりうしたら、北朝鮮に対してはどうやるんですか。政経分離もしないんですか。総理にお尋ねします。北朝鮮については政経分離もしないんですか。それはどうなんですか。人物をやる、人の行き来、学会に對して、そりう問題に對してはどうなさるんですか。今度は総理だ。やはり総理でなければだめだ。○佐藤内閣総理大臣 御承知のように、ただいま日韓の条約批准を国会にも承認を求めておる、た

○佐藤内閣総理大臣 私どもは、その行政的な処置を一々ここが説明することはかえつてまずい結果だ、かように思っています。で、私はこういう点が大たいいま政府の判断で、そうしてこれはまずい、

うのであります。それで、この貿易の狀態も進んでまいりますにつれましては、ただ貿易をやるのみからといって、たれでもかたでも行ったり来たりはできない、しかし特別な技術關係の者等が日本に來てその技術の實際の狀況を見て、そうして最後の商談がきまるといふような場合には、特にケース・バイ・ケースで考えようといふより心な

○石井国務大臣 ケース・バイ・ケースというものは、いまからずっと先に及ぶものでございます。

が速記録を讀み上げて同僚諸君に聞いてもらつたお話ですよ。いいですか。もう一べん讀みますが、現に一つ話が私の耳に入つておる、話を聞いて

て、それはよからうじゃないか、私は賛意を表しましたと言っておる。それにもかかわりませず、あなたがいまそれを逃げようとなさるという事は、法務大臣としてまことに心外千万である。失礼な話ですが、あなたは食言をなさったと私は思います。

○石井国務大臣 私は、いつ、何月何日まで許すとは申しでないのではありません。ケース・バイ・ケースで許すというのを申ししている。それにはいろいろな事情がございます。その方向をもって研究中でございます。私は食言はいたしません。

○横路委員 総理にお尋ねをしたいのですが、実はこの基本関係条約についても聞きたいのですが、今度の日韓関係条約で、経済協力、経済協定をなさる、これから経済協定についていろいろ聞いていくわけですが、その前に一つお尋ねしておきたいことは、一月八日に韓国の陸軍部隊二千名を南ベトナムに派遣することを決定して、韓国軍はすでに派遣をしたわけですか。それからさらに、八月十四日韓国の国会であらう強行採決が行なわれたその前日の八月十三日には、いわゆる戦闘師団一万五千名を南ベトナムに送ることを決定し、それはすでに南ベトナムに到着して戦闘に参加をして、それがこれからあなたに質問する経済協力というのは、韓国の軍事的力を増大させる、三十八度線のいわゆる国際緊張を増大させるようなことであつてはならない。かえって緊張を緩和し、平和のための統一でなければならぬ。あなたもそう言っている。それを日本が、三億ドル、二億ドルのいわゆる無償、有償の援助をしている。それが、一月には二千名、八月十三日には一万五千、こういう状態は、かえってこの問題については国際緊張を増大させることになると思はる。したがって、あのときに総理大臣としては、林大統領に、ああいうことはやめてもらいたい、一万五千の戦闘部隊を南ベトナムにやることはやめて、国民の血税を払うことによって軍事能力を増

強させてやるという事は誤解を生ずる、ああいうことはかえって日本国民に重大な影響を与えるから、もしもあれを強行するならば、われわれとしては国会の承認を求めるわけにはいかぬということをするのが、私は、この承認を求めるあなたとしては当然の態度であつたと思う。それをあなたはなさっていないのだが、私は、当然すべきであつたと思う。そうでないでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 これは横路君は、すべきだつたと言われる。私はさように考えなかつたから、しなかつた、こういうことでございます。

○横路委員 椎名さん、お聞きしておきますが、韓国の部隊というのは、あれは全部国連軍の指揮下にありますね。南ベトナムに行つたのは、国連軍司令官の指令のもとに行つたわけですね。あれはそうなんですか。そのことだけ聞いておきたい。

○椎名国務大臣 私は、国連軍の指令のもとに行つたとは思いません。しかし、ただ了解は得て行つたのだらうと思ひます。

○横路委員 私は、いまの椎名大臣のお話のとおり、韓国の軍隊は国連軍の了解のもとに南ベトナムに行つておるといふことは、これは重大な問題ですが、この問題等についてはあとで石橋委員等から御質問があらうと思ひます。

そこで私は、次に請求権問題を聞きますが、人管局長おられますね。——私はあなたにお尋ねをしておきたいのですが、私はあなたを非常にお気の毒だと思つて、きのうから同情しているのです。同情しているといふのはどういふことかと尋ねると、いいですか、あなたは人間的に非常にいい方だし、官僚としても良心がある。ところが八木さん、あなたは何か、(「国際問題」の一九六五年のNo.62の五月号にあなたは書いてあるじゃないですか。あなたは何かと書いてある。(発言する者あり) 読んでみたらわかるですよ。読んでみればびっくりなさらないように……) ずっと読んでみ

「この際一言するならば、昭和二十二年に外国人登録令が施行された際に、登録証明書(の国籍欄に「朝鮮」と記入するよう指示されていたところ、翌二三年八月に大韓民国政府が樹立されたが、その後、同二五年初めの登録切替の際に、韓国側から総司令部に対し、この国籍欄に「朝鮮」と記入することをやめ、「大韓民国」とするようにとの強い要望があり、司令部から日本政府に対して二回にわたつて覚書が発出された。そこで同年二月、政府は国籍欄に「韓国」の用語を記入することを認めることになったが、その際法務総裁談話を「——植田さんです。(発言して、一部の人々からの強い要望もあり、登録促進のためにも適当と思われるので、本人の希望によつて「韓国」の用語を使用しても差支えないこととするが、これはたんなる用語の問題であつて、実質的な国籍や国家の承認問題とは関係がない。「朝鮮人」あるいは「韓国人」のいずれを用いるかによつて、その人の法律上の取り扱いを異にすることはない) 旨を明らかにしている。」

あなた、こういうことを書いて、法務大臣や佐藤さんがああいうことを言つたからといつて、何で従わなければならない。あなたも入管局長として責任を持つて書いたじゃないですか。あなたも官僚の良心に従つて、やはり無理なことは無理と言つてお断りしたほうがいいのです。

さらに、これは八木さんはお知つていふでしよう。法務大臣知つていふでしよう。昭和三十四年十一月九日、法務省入管通達、法務省管登第七九四九号、在日朝鮮人の取り扱いについて、朝鮮人の外国人登録法に基づいての国籍証明書に記載される韓国人、朝鮮人という呼称は国籍の表示ではない、こういう通達を出しているじゃないですか。三十四年十一月にこういう通達を出している。出してはつきりしているじゃないですか。八木さん、あなたは人間的に非常にまじめな方だし、よくは官僚としてのあなたの良心に期待しておつた(発言する者あり) いじめないですよ。いや、いじめない。しかし、法務大臣や総理大臣が

あまりわけのわからぬことを言つてだんだん八木さんをはじめ「あなたがかういふ「国際問題」の一九六五年No.62の五月号にも書いてある。こればかりではない。この通達を出している。何でそれが昭和二十六年にさかのほつてやれるんですか。一体こういうことをやれるんですか。八木さん、これでもな何か強弁できるんですか。この通達、こういうものを三十四年十一月九日にやつたのに、それからさかか六十年にさかのほつてやれるんですか。法律の専門家として。あなたが知らないのですか。三十四年十一月九日の法務省入管通達、法務省管登第七九四九号というのは知つておるでしょう。

○八木政府委員 お答えをいたします。

「国際問題」ですか、私のそれに解説記事を書いた内容を最初に申し上げますと、これは韓国という、当時いわゆる用語でございまして、その用語で外国人登録証に、昭和二十五年の二月でございまして、有名な法務総裁の談話の出したとき以来書きかえがはまつたわけでございます。いま先生がお読みになりましたのは、その経緯でございます。そこには確かにそのとおり、これは単なる用語であつて、実質的な国籍を意味するものではない、あるいは国籍を証明するものではない、ということをはつきり法務総裁談話に書いてある、そのとおりでございまして。なぜそういう表現が使われたかといふこと、これも、私の当時入管におつたわけでございますし、存じませんが、聞くところによりますと、当時はまだ昭和二十五年でございまして、平和条約の発効する二年ほど前でございまして、したがって、日本は占領中でございまして、みづから国家を承認するとか、そういう権能がなかつたと申しますか、そういう資格がなかつた。したがって、私のいま申しましたところは、日本が韓国を承認するなどという資格がなかつたわけでございます。もう一方、平和条約が昭和二十七年に発効いたしましたので、その日から在日朝鮮人、台湾人は外国人となつた。これは平

あま

和条約第二条にございます。逆に申しますと、昭和二十五年この通達の出たときには、在日朝鮮人というのは、法律上は日本の国籍である、日本人である、まだ法律的にはそういう事情でございます。そういうような点から、この法務総裁裁の出した昭和二十五年の時点で考えますと、外国人の登録証の国籍欄というところに、本来ならば外国人の国籍を書くわけですが、まだ日本は国籍を認定したりする地位にない。それから在日朝鮮人はまだ日本人であった、そういうようなことを考えると矛盾しておる。その矛盾を説明することばが、単なる用語であると言ったわけでございます。したがって、国籍欄に書かれた朝鮮という用語を、その後変更を許しまして、韓国もしくは大韓民国というものが入りましたが、こういうようなことばは、全部平和条約発効までは用語としか解せなかったわけでございます。その後昭和二十七年に平和条約が発効しまして、それで私、きのう横山先生の御質問のときにちょっと触れたのでございますが、昭和二十七年の平和条約が発効したときに日本は独立国になった。したがって、ただいま申しましたような、外国の国籍を認定する権利というのはそのときから出たわけです。ですから、本来そのときに、おとといですか、出されました例の国籍に関する統一見解、ああいう感じをそのときに決定すべきであったのを、入管の手落ちと申しますか、われわれがやらずにおった。そこで、前に説明に使いました用語というようなことがそのまま使われた。これがいわゆる用語説でございます。そしてそれが結局数日前の統一見解に、用語であるという説をとったことが、事実になぞわなかった、今後はこれは実質的な国籍であるという見解を統一したわけでございます。したがって、昭和三十四年というのは、もちろん、まだ用語であるという説明が行なわれた時期でございますし、三十四年と申さず、現にこの春も、私、きのう御指摘がありましたように、国会で御答弁申し上げたときも、やはり用語説に立つて御説明しております。そこで非常にその間に食

ということばを用いました。つまり、過去の事実は遺憾である、そして深くこの際に反省する、この事実をしんみりと反省する……(発言する者あり)

○横路委員 椎名さん、あなたのそういう態度は、私は非常に不見識だと思つてすよ。あなたのそういう態度は不見識です。やはり韓国の民衆の経済協力に対する反対の論議には、三十六年間の植民地支配に対して、損害と苦痛を与えたことは申しわけがないという気持ちがいまの佐藤内閣にあるならば、これはまた別だという、そういう気持ちがあるのです。あなたがそういう、何といふますか、いかげんな、向こうに行つては、不幸な関係であつたことは遺憾であり、遺憾であるというのには、何ということですか。おわびをするということですよ。遺憾であるというのには、申しわけないというのですよ。あなたが書いてごらん下さい。まことに遺憾にたえませんというのには、まことに申しわけございませんと書くのだから。あなたは、その「遺憾」というのはどういふつもりで使つたのです。「遺憾」は「申しわけない」です。そういう気持ちがあれば、向こうの反対している諸君だつて幾ぶんかあなたたちのそういう気持ちを受け取れるかもしれないが、そういう点があるたにないのです。遺憾だというのは何です。

○椎名国務大臣 私はあの戦争時代に役人をしておりまして、それで九州の炭鉱地方をずっと回つて歩いたことがある。その当時、たくさん韓国の青年が、強制労働ですね、それに狩り出されて、そして炭鉱に配置された、いたいけななその状況をまだ私は胸に刻み込んでおるような状況であります。そういうふうな問題を私は考えながら、深く反省するということばを使つたので、しんみりといつてなぜ悪い、私はわからない。私にはいろいろな思い出があるのですから、深く反省するということばが出たのであります。どうぞそういう点は、決してあなたの言うよりふんざけたことばでない、そういうことを御了解願ひたいと思います。

○横路委員 外務大臣にお尋ねしますが、一九五七年十二月三十一日、平和条約第四条の解釈に關するアメリカ合衆国政府の見解を伝えた在日アメリカ合衆国大使の口上書、その前文は読みませんが、「もつとも、日本国が平和条約第四条(b)において効力を承認したこれらの資産の処理は、合衆国の見解によれば、平和条約第四条(c)に定められておるときめを考慮するにあつては関連があるものである。」、今度どの程度関連されたのですか。

○椎名国務大臣 条約の解釈でありますから、条約局長から申し上げます。

○藤崎政府委員 あの米國解釈が出た当時は、日韓双方ともまだ、四条(a)項のようない、あのときの財産請求権の積み上げ方式と申しますか、そういう処理が行なわれるという立場でおつたわけでございますが、その後、御存じのとおり、この財産請求権の問題は幾らやっておつてもけりがつかない、そういうことでこれを切りかえて、経済協力を進めたい、これに並行して財産請求権の問題は解決したことにする、そういうふうな了解になつてまいりましたので、あの当時考えられておつたようには、関連があるものだと取り扱つておつたところがなくなつたということでございます。

○横路委員 条約局長、それじゃ日本は放棄したのですか。せつかく、この一九五七年十二月三十一日の、平和条約第四条の解釈に關するアメリカ合衆国政府の見解を伝えた在日アメリカ合衆国大使の口上書の「平和条約第四条(c)に定められておるときめを考慮するにあつては関連があるものである。」、これは日本は放棄したのである。そのことだけはつきりしていただきたい。

○藤崎政府委員 放棄したとおっしゃいますと、何かこちらに実体的権利なり利益なりがあつて、それを放棄したように聞こえますが、そういうことじゃないのでございます。ただ、ああいふ解釈も行なわれておつて、その中には、関連があるものとして考慮されるべきものである、ああいふことは念頭に置いて最後まで交渉したことは事実でございます。

○横路委員 事実だけれども、結果はどうなつたの。

○藤崎政府委員 事実は、先ほども申し上げましたように、あの当時予想されておつたような形で財産請求権を処理するということはやめになつたわけでございます。

○横路委員 やめになつたから、どうなつたの。やめになつたから、考慮することはどうなつたんですか。その点を聞いています。あなた、こゝとで逃げられる。

○藤崎政府委員 考慮するということは、あの當時に考えたように考慮するという場はなくなつたわけだけれども、考慮するということが、そういう解釈が行なわれたことは念頭に置いて交渉した、こういうことでございます。

○横路委員 一体何だ、あなたの答弁は。条約局長、あなた、速記をあとで読んでごらん下さい。終始一貫していませんよ。あなたは最初、考慮をしないと申したじゃないか。考慮する場がないと言つたじゃないか。場がないと言つたでしよう。そうだろう。場がないと言つたあとに何をつけたのです。考慮したと言つたじゃないか。どつちなんだ。考慮する場がなくなつたんでしよう。はつきりしないよ。何だ、一体、ほんとに男らしくない。

○藤崎政府委員 アメリカ解釈で示されているような意味においては考慮する場がなくなつたというところを申し上げました。しかし、そういう解釈が行なわれておつて、その中には、考慮すべきものというところも含まれておつたということは念頭に置いて交渉したということでございます。

○横路委員 何を言っているんだ。それじゃ、私これから聞きますよ。三十六年の十一月に池田・朴会談で、法的根拠のあるものに限るということが一応合意されたですね。これは一体その交渉過程で幾らになつたんですか。法的根拠のあるものは日本側から相手に幾らと出したんですか、外務大臣。

○椎名国務大臣 八項目の問題について積み上げ方式をとることに一応きまりまして、そして向こうの申し入れについてこれを検討したのでありますが、ものによつてはやや明瞭なものもある、しかしながら、ものによつては、法律関係なりあるいは事実関係なりというものが双方の考え方に非常な懸隔が出てまいりまして、ほとんどこれはもういかにこれを追及しても決着がつかないという見通しが立つたので、それでこれを放棄したのであります。それを追及することをやめたのです。

○横路委員 外務大臣、あなたは交渉過程で日本から金額を示したことはありますか。日本から金額を示したことがあるでしよう。日本から交渉の過程で金額を示したでしよう。金額は幾らになつておるのですか。(発言する者あり)そんなことはないですよ、言いません、言いません。

○椎名国務大臣 非公式会議の場で試算を示したことはあります。

○横路委員 それは幾らでした。外務大臣、それは幾らだったんですか。

○椎名国務大臣 それは他の政府委員からお答えいたします。

○中尾政府委員 請求権の交渉と申しますか、向こうとの話し合いにおいて、金額を出し合つて議論するといふような事態はございませんでした。いまお話がございまして、向こう側からは金額をもつて示したものはあつたと思ひます。それらについていろいろ質問したりしたというふうなことはあつたと存じます。ものによるのであろうかと思ひますが、それは個々のこまかいものについてあつたか存じませんが、しかし、いづれにしましても、交渉めいた形でそういうものが行なわれたという記録はございません。

○横路委員 いまの理財局長ですね、数字を日本側から出したことはあるんでしよう。とにかくあるんでしよう。金額の内容は聞かぬから、あるのかないのかだけ聞いておきます。

○中尾政府委員 ただいま申し上げましたとおり、請求権の委員会ではそういう事実はございませ

せん。

○横路委員 いま外務大臣は、あると言った。

そこで私は、ここにいらつしやる方々とも関係するから、相手方の議事録から申し上げてみたい。

韓国国会の特別委員会第十次会議録、一九六五年八月十一日、無任所長官の元という人がこういふ説明をしている。民主党政権の鄭一永請求権代表の報告書を読み上げて、まず第一番目に日本は千五百万ドルの数字を示した、第二番目に日本は千五百万ドルの数字を示した、第三番目に三千万ドルの数字を示した、第四番目に五千万ドルの数字を示した、革命が起つて後、崔徳新外務部長官が日本に來て初めて小坂外務大臣に會つて、最後に七千万ドルの線までいきましたと、ちゃんと書いておるじゃないか。これはどうなんだ。向こうが出したというところは、日本が出したというところを言っている。外務大臣、私はこれは日本が出したというところを言っているのですよ。向こうが出したというところを言っているのですよ。日本は言ったことがないのかどうか。小坂さんが外務大臣のとき、七千万ドルまで出している。相手が言っているじゃないですか。

○椎名国務大臣 ただいま御指摘の点は、私は聞いたことはございません。

○横路委員 総理大臣、なぜ辻原委員や松本委員が、向こうの特別委員会の会議議事録を出しても出していないと言ふかといふは、こういう問題がある。出ていくわけですよ。私たちに全部交渉の経過を秘密にしておいて、向こうでは交渉の経過を明らかにしている。韓国の国会で交渉の経過を明らかにして、日本政府では第一回は千五百万ドル、二回は二千万ドル、三千万ドル、五千万ドル、お見えにならないが、小坂さんが外務大臣になってから最終的に七千万ドルまで出した。こういうふうに向こうが言っているのに、一体なぜ日本政府はここで経過を明らかにしないのです。ここで私た

ちが会議議事録を出してもいいというのには、そういう意味もあつて言っているのです。あまりにも佐藤内閣の外交というのは秘密外交じゃありませんか。どうなんですか。総理はどうお思いになりますか。もつとこういう経過をすなおにお話しになったらどうですか。総理はどうお思いになりますか。私が数字をきつとあげたのです。これは総理どうですか。もつとこういう会議録を出して、オープンで、もつと国民の前に明らかにしておやりになったらどうですか。

○佐藤内閣総理大臣 いろいろ交渉の経過のお尋ねがございます。また、そういうことについて、いわゆる請求権が経済協力に変わったということ、いわゆるもう積み上げ方式でなくなっているのですから、ただいま申し上げるうちに、どういうわけに経済協力に今度変わったかというふうなお尋ねだと、私、たいへん意義があるだろうと思ひますけれども、いまだどこでどう言つたとか、一千万ドルが今度二千万ドルになり、三千万ドルになったとか、こういう話は私はどうもどうだろうかと思ひます。これは皆さま方の御審議に關することですから、私はとやかくは申しませんけれども、どうもそういうふうな感じがいたしますし、椎名君にいたしましても、十四年の長きにわたる交渉でございますから、全部その経過を知つて、それでどこでございまして、全部その経過を知つて、かように私は思ひます。もうすいぶん人もかわつておりますから、そういう意味で、ただいま一番問題になりますのは、在來の積み上げ方式ではなくて、経済協力という形に変わつてきている。その経済協力で、これはもう最終的に、完全にいわゆる請求権問題が終止符が打たれた、こういうこととございまして、その点について私どもが説明が不十分なら、これは私どもが委曲を尽くして申し上げますが、ただいま申し上げますように、いつどうなつたかといふその経過は、一々私どもがお答えすることができないということをばつきり申し上げておきます。

○横路委員 いやいや、総理大臣、私は先ほど三億ドル、二億ドルについての根拠はどうだと聞いたつてお答えにならないじゃないですか。いま総理は私に何とおっしゃつたのです。横路君は三億ドル、二億ドルの経済協力になった、そういうことについて聞いてくれればよくお答えをするのにと言ふが、私は一番最初何を聞いたのです。三億ドル、二億ドルの根拠は何かと聞いたら、全然答えないではありませんか。だから私は経過を追つてお話をしているのです。こういう経過を国民の前に明らかにすることがなぜ悪いのです。なぜ悪いのですか。あなたたちが自信があつたら、こういう経過はあつたけれども、隣の韓国の今日の経済状態は見るにたえないから、したがつて、韓国民の経済能力を上げるためにやるのだ、経過はこゝろでしたとなぜ言わないのです。向こうの国会では、日本政府から一々こういうことが出てくるのにかかわらず、日本国会でこのことを全部秘密にするとは一体どういふことなんですか。それは佐藤さん、あなた、秘密外交と言われたつてしょうがないですよ。(「秘密じゃない」と呼ぶ者あり)いや、どうして。佐藤さんが知らなかつたら外務大臣、外務大臣が知らなかつたらあそこにいる理財局長、外務大臣が知らなければ、書類がこんなにあるだろうから、あなたやつたらしい。委員長、だめですよ。向こうでこんなのを発表しておるのに、だれかに経過を明らかにさせなさい。(「かつてにやつた」と呼ぶ者あり)いや、かつてにでないですよ。日本がこう言つたといふことを書いてあるじゃないですか。

○椎名国務大臣 三億、二億の問題につきまして、韓国が新しく発足するにあつて、その経済的な建設をやる上においてぜひとも必要であらうといふことも考え、なおまた、日本の財政能力も勘案いたしまして、そして無償三億、有償二億、この経済協力をすることにいたしましたのであります。

いのですかと聞いている。それは秘密だからでないのですかと聞いている。そこは一体どうなんですか。いや、われわれは秘密外交だからできないのか、韓国で言っているのに、なぜこれができないのですか。

○椎名国務大臣 韓国でいま言つておると称せられた、そういう簡単な数字をあげただけで経過の説明にはならない。それで向こうの入項目にわたる数字につきまして、これを事実上から証明し、あるいは法律上からこれをせんさくしていこうとしても、両者の見解が非常に離れておるといふことは、その間に時日もち、朝鮮動乱といふものもありまして、とうてい積み上げ方式ではちがが放散するといふことは、両国のためにとるべきでない。そこで、一方においては、新しい國家の発足をいたしたのでございまして、日本の財力をも勘案して経済協力をするといふ話が進められて、これと並行して、従来の請求権は、完全かつ最終的にこれを消滅する、主張しない。こういうことに話がきまつたのでございまして、いまさらせんさくしてもなかなかせんさくし尽くせるものではないと思ひますし、そのために非常な時間を経過いたしましたのであります。どうしてもちががぬといふので、これはあきらめた。その問題は、私はこの程度で御了解を願つたらいかかと思ひるのであります。

○横路委員 外務大臣、あなたは一体——この経過を向こう側で出しているのです。あなたのほうで、私の述べたこの経過が間違ひだといふならば、あなたが会議議事録を出したらしい。出して反駁したらしい。横路君の言ひ、いわゆる韓国国会における特別委員会第十次会議録、一九六五年八月十一日の元という無任所長官、そういうことを言つてないなら言つてないと言つたらしい。しかし、あなたがたが國民をやはり説得する立場にあれば、千五百万ドル、二千万ドル、三千万ドル、五千万ドル、それから七千万ドル、それから三億、二億、合計五億になつたのならなつたの

だという経過をあるお話しなさるのが、政府の当然の責任ではありませんか。それをどうして隠すのです。

じゃその次、私はお尋ねをしますが、権名さん、だんだん関係者の方はいなくなつて——昭和三十八年の二月の七日に、ここにおられた大平さんが外務大臣のときに私の質問に答えて、この問題が調印の段階になれば、いわゆる対日請求権八項目については出します。それから、ことしの三月一日、予算委員会では、これは当事者の権名さんが同じ私の要求に応じて出すということになっている。そこでたいへん恐縮ですが、当然用意されていると思う。私はきのう、経済協力についてお話をします、請求権について質問をします。こう言っているのですから、当然のことについては十分用意されていると思う。したがって、対日請求権八項目、それについて日本政府が試算をした金額はどうか何々になっているのか、できないところはないのか、これは前からの約束ですからここでやってください。これは三十八年二月七日、四十年三月一日、それ以来の案件ですから、きょうは請求権問題並びに経済協力を聞くとなつてゐるのだから、当然私にそれだけの用意があつてしかるべきだ。総理も御存じなんだ。だから向こうの対日請求八項目をいまここでずつと並べていただいて、この問題は解決しておる、この問題は解決してない、この問題は数字がこう出ている、この問題はこう違つてゐるなら違つてゐる、こういうふうに全部述べてもらいたい。

○権名国務大臣 お約束でございますから、そのつもりで用意しようと思つたのでありますが、いづれにしましても、これは韓国側の出した書類でありまして、それをかような席において論議的にすることにつきましては、(発言する者多し)あらためて韓国側の了解を得る必要があります、こう思ひまして、いまその了解を取りつけ中です。(発言する者、離席する者多し)私の申し上げたことがよく徹底しなかつたようでありますが、

あれはかような公開の席で論議的にすることにつきましては、あらためて韓国政府の了解を得る必要がございますので、その了解をいま取りつけ中です。

(発言する者、離席する者多し)

○横路委員 この経済協力の三億ドル、二億ドルの問題のもとになつてゐるのは、いわゆる対日請求権八項目に関連する問題です。そこで私は、先ほど申し上げたように、いまここにお見えにならないうが、三十八年二月七日の予算委員会、大平外務大臣にこのことを要求した。ところが大平さんは、その資料はそろつてゐます、しかしいま交渉の過程だから、だがしかし、そのときは金・大平メモで三億、二億、民間借款一億ドル以上はきまつた。私はここにそのときの配付された資料を持つてゐる。そのときに何と言つてゐるのか。そのときにちゃんと大平さんは私に答えて、必ず出しますから、いま交渉の過程だから待つてくれと言つてゐる。二月七日、「大平外務大臣 政府としては、日韓会議のすみやかなる妥結に鋭意努力中である現段階において、いわゆる請求権等に関する資料を今直ちに公表することは差し控へさせていただきますが、調印のめどがつきそうになつた場合はもちろん、なるべくすみやかな機会に御要求の資料を提出したいと思ひます。」これは理事会で協議をして、私に答弁したから、そこで私は了解をして下がつたのです。こういうふうに外務省は、そのときの資料も私に出してやる、そうして権名さん、あなたは何と言つたのですか。

あなたは、いま国対委員長の中野君が第二分科会か第三分科会の主査のときに、私とあなたとの問題でやりとりして、そこでわざわざ本委員会へで、いろいろ主査報告に関連して私が質問をして、総理大臣もお出になつて、この対日請求権八項目をやつたのです。あなたはそのときまた答えたじゃないか。あなたは何と言つたのです。いま三月一日は、仮調印を終えたけれども、いま仮調印を終えた段階で出せないが、必ず出します、こう言つたのです。いまこの日韓条約の、経済協力

協定その他あらゆる案件について論議をしてゐるさなかに、何でもこれが出せないのです。何でも韓国政府の了解を得なければ出せないのです。そんなことがありますが、こんなことがありませんか。

(発言する者、離席する者多し)

○権名国務大臣 すでにこの問題については十分に事前に手を打つておくべきでありましたが、その点は怠慢でありましたので、ここに……(発言する者あり)ただ、ただいま向こうに交渉して、そして大使館から本国政府に請願中でありまして、いづれ返事がくると思ひます。どうぞさうに御了承願ひます。

(発言する者、離席する者あり)

○安藤委員長 横路君の質問中、請求権及び経済協力に関する部分については、政府より明日の資料提出後に、あらためて質問を許すことにいたします。

○横路委員 いま委員長の御発言で、対日請求権の八項目についてはあさつてお出しになるということでございますが、ただ、私非常に遺憾にたえませんことは、総理も御存じのとおり、三月の一日、この場所、この予算委員会、私が主査報告に関連して外務大臣に質問をして、外務大臣も、仮調印が終わつた段階ではまだ出せない、しかし必ず出しますというところでございましたので、当然、きょうの私の質問は請求権並びに経済協力の問題ですから、御用意が十分してあると思ひましたのに、出せないというところは、はなはだ遺憾ですが、しかし、あさつてお出しになるというところで、いま委員長からお話ございましたように、この問題は、八項目が出なければ自後の経済協力全般についても質問ができませんから、委員長のとりなしのようによろしいと思ひます。

それでは、私は最後に一つ問題を提示をいたしたいと思ひます。
松野防衛庁長官にお尋ねをしたいのであります。松野さんに最初お尋ねをしたいのですが、これ

はいまでもやつてゐるんでしょいか。陸上自衛隊の富士学校で「指揮官への道」というのがございまして、毎朝斉唱してゐるわけですね。昔でいへば教育勸諭のように読んでいるわけですね。「指揮官への道、私は神に誓つて自衛隊における立派な指揮官たることを深く期するものである。日本の地位と国力並びに私の力量とその欠点を自覚し、世論に惑わず、政治にかかわらず、常に徳操の涵養と自己の研鑽に邁進し、その次です。」「又確固たる反共精神を持しつゝ模範を衆に示し、課せられたる仕事はこれを熟知し、命令は直ちにこれを実行に移し、もつてその目的精神の貫徹を期したい。」「またすつとございまして。この自衛隊といふのは反共の軍隊なんでしょうか。ちよつとその点、私は非常に意外に思ひますので伺ひたいのです。この「指揮官への道」といふのは、毎朝富士の幹部学校でお読みになつてゐる。これには、反共の精神を堅持しつゝとございまして、その点、長官、一体日本の自衛隊といふのは反共の軍隊なのか。先ほど私は総理に、反共体制といふことで、ほんとうはこのことを関連して聞きたかつたけれども、いまあらためて松野長官に聞いておきます。

○松野国務大臣 ただいまお読みになつたのは、私もよく存じませんが、ただ、第一項目、第二項目、指揮官になるについては宣誓を求めております、幹部になるのとき。その宣誓は自衛隊法にきまつております。その文句も。したがって、自衛隊法の宣誓の第一、第二は、私は記憶しております。第三項目がこの自衛隊法にあるかどうか、私は覚えておりませんが、第一、第二は、たしか自衛隊法で規定された幹部になる宣誓の文句だと私は記憶します。

○横路委員 いや、長官、そこで、この「反共精神を持しつゝ」といふのは、この日本自衛隊といふのは反共の軍隊なんですかと聞いてゐる。「反共精神を持しつゝ」と書いてある。毎朝「指揮官への道」といふのを声高らかに読んでいるから、それで聞いているのです。

○松野国務大臣 法律に書いてあることを完全に

実施しているわけで、その反共ということばがあるかどうか、私それを見えておりません。また、自衛隊法に書いてあるとも思いません。要するに、政治的中立というものが自衛隊法の基本でありますので、反共と書いてあるそれは、横路委員のその本は、私きょう初めて拝見しました。ただ、第一項目、第二項目に該当するような文句は自衛隊法にあることを私は記憶しております。

○横路委員 いやいや、防衛庁長官、持っているんですよ。ここに「指揮官への道」というのがあるんだ。反共軍隊ですかと聞いている。

○松野国務大臣 なお、補足していただいた文句についてお答えいたしますが、それは自衛隊で使っているものではないのであります。

○横路委員 ほう、そうですか。松野さん、陸上自衛隊富士学校修業会編で、「富士学校では学校創設以来新しい指揮官の道として次のことが強調されている。我々はこれを実行しているであろうか」と書いて、「指揮官への道」なんですよ。毎朝これを読んでいます。だから、反共の軍隊でなくと聞いているんだから、あなた、反共の軍隊でなかつたら反共の軍隊でないとはいえないんです。なければいけません。そのことを聞いています。

○松野国務大臣 ただいまお読みになった本についてのお尋ねで、三カ条お読みになりましたから、その本についての事実からお答えして、そうして回答を御理解いただきたい。

その本は自衛隊の本ではございません。著者は個人の資格で書いております。したがって、それを毎日読んでおるといふ事実も私はないと思えます。したがって、反共の軍隊というものは、私は自衛隊法の中で見つけたことはありません。政治的中立ということが自衛隊の任務でありますから、そういうものは公文書としてはないと私は言明しておきます。

○横路委員 それでは、次に、「幹部訓育資料」、いいですか。「幹部訓育資料、思想選択の基準」。

海上自衛隊第二術科学校学生隊長、名前を書いて

ありまして、いいですか、ここに幹部の訓育資料として、「思想選択の基準」というのがあるんですよ。これを私読んで、整理がつくりました。民主主義の思想にしても本来は圧迫されるようなところから起るものであります。自由主義ということもやはり圧迫に対して起るものであります。「デモクラシーや自由主義を最高とするような考えは末をもつて本を棄てるの愚を侵しているのではありませんか」、これが「幹部訓育資料、思想選択の基準」となっております。私はこれを読んで驚きましたね。これはまるで、まさにこれならば、いまに社会党とどこでなく、自民党も吹っ飛ばしてしまふ。松野さん、こういうことを一体——これは「幹部訓育資料」なんですよ。これを読んで驚いたです。ね。総理だつて驚くだろうと思う。「デモクラシーや自由主義を最高とするような考えは末をもつて本を棄てるの愚を侵しているのではありませんか」、これはたいへんなことですね。これはどうなんでしょうかね。

○松野国務大臣 ただいまの書類、ただいまの人名、私は現実にあるかどうか知りません。また、その書類がもしあったとするならば、その書類の出どころも私は知りません。したがって、おそらく個人の文書というのか、個人の問題であつて、自衛隊には組織としては何ら関係のないということだけは私は言明できます。なお、せっかく言われましたから、その氏名、官職に応じてよく調査をいたします。

○横路委員 「幹部訓育資料、思想選択の基準」、海上自衛隊第二術科学校学生隊長二等海佐、これは宮内通行と書いてある。

その次、私はあなたにお尋ねをしますが、これはあなたのほうで、大衆デモに対して陸上自衛隊は警察と共同行動をして、このデモ鎮圧のため、いろいろな計画だとか、立案だとか、そういうことをなさっているのですか。

定してございません。

○横路委員 国家公安委員長、永山さん、別にそういうことは、あなたは国家公安委員長としては防衛庁長官とそんなような協定やそんなことをやってはいないでしやうね、まさか。

○永山国務大臣 絶対にやっております。

○横路委員 そうですか。永山さん、松野さん、あなたは御存じなくお答えになつておられるのか、ほんとうにそれを知らないのですか。いいですか。ないんですか。

○松野国務大臣 自衛隊のことは、重要な自衛隊の行動については全部私が知っておりますから、私の知らない重要な行動はありません。

○横路委員 それでは、昭和二十九年九月三十日、防衛庁長官木村篤太郎、国家公安委員会委員長小坂善太郎、「治安出動の際における治安の維持に関する協定、防衛庁と国家公安委員会とは、自衛隊の治安出動の際における治安の維持に關して次のように協定する。1 指揮關係、自衛隊及び警察は、相互に指揮命令しないが、緊密に協力するものとする。2 任務分担、(1)暴動の直接鎮圧及び防護対象の警備に關する任務分担は、……(「時効だ」と呼ぶ者あり)何を言いますか、あとに言いますよ。」「下記に準拠して、警察力の不足の程度及び事態の状況に應じ、自衛隊及び警察相互において具体的に協議するものとする。」「と書いて、そして、これには現地協定、さらにこの中には何があるかという、細部協定がございまして、細部協定はどういうふうに細部協定をしていくかという、それは、昭和三十三年十二月二十五日、防衛庁事務次官今井久、警察庁長官石井兼三、「治安出動の際における治安の維持に關する細部協定、防衛庁と警察庁とは、治安出動の際における治安の維持に關する協定第八項の規定に基づき、次のように協定する。」となつておられる。そして、さらに、これに基づいて、昭和三十三年十月二十七日、防衛庁事務次官今井久、警察庁長官相村信雄、「治安出動の際における自衛隊と警察との通信の協力に關する細部協定」。昭和三十五年

三月二十九日、防衛庁裝備局長塚本敏夫、警察庁通信局長小菅菊夫、「防衛庁裝備局長と警察庁通信局長とは、治安出動の際における自衛隊と警察との通信の協力に關する細部協定第九條の規定に基づき、次のように協定する。」「そして、この木村さんと小坂さんの協定に基づいて現地協定がございまして、現地協定は、北海道は北海道方面総監並びに北海道警察本部長以下、陸上関係、海上関係全体にわたつておられる。そして、先ほどお話をいたしました、この問題についてどうなつていくかという、この国会で、三十六年二月の予算委員会では一部私が触れましたが、当時は治安行動草案となつておられるが、いまはたしか治安行動になつておられる。おそらく教範になつておられるでしょう。この問題のときに、先ほどお話をいたしました、「スクラム等」を組み、又は走り込み・横臥等により部隊の前進を妨害する暴徒、これは何でも暴徒と書いてあるが、「に対しては、催涙ガスを使用してその妨害を排除する。状況により催涙ガス等を使用できない場合においては、やむを得ず引抜きを行なうことがある。この際においても煙を使用する等により暴徒を混乱におとし入れ、云々となつておられる。そして、さらに、三十五年、あの安保の大衆行動のあとに、三十五年五月四日、当時防衛庁長官の赤城さんから、「自衛隊の治安出動に關する訓令」があつて、その際に、武器の使用その他に關して詳細に出ている。ここに

出ている。

そこで、私はあなたに聞きたい。この間私はあなたに正式に、治安行動についての教範並びにこの関連法規その他について出していただいた、この協定についても出していただいた、これを全部私のほうはあなたに要求したのに、あなたのはうは要求に応じない。いま永山さんに聞けば、そういうものはないと言ふ。ところが、現にこの問題については、九月の四日にあなたのはうでは、すでに日韓のデモに備えて大衆行動を直接制約することについて計画を立てておられるではないか。その計画は、まず陸上幕僚監部の「二部が日

韓国会反対を叫んで集まるデモの人数や暴徒化の程度などを見積もる。三部はその資料にもとづいて出動部隊の選定および出動前の部隊の移動、集結を計画。また四部はデモ鎮圧に使用する催涙弾の算出とその確保、催涙弾を操作する化学部隊の編成、出動部隊に対する補給、こうなると、あなたのほうは十月の三日から九日まで演習をやったではないか。

そこで、まず永山さんについておく。あなたはさき協定はないと言ったけれども、協定はあるのです。協定があつて、そして、しかも御丁寧に、ここに別表がございしますが、これは一部だけですが、出さないというから私は神田の古本屋から探してきた。現地協定があつて、全部やれるようになってゐる。これでもあなたのほうの国家公安委員長と防衛庁長官との間にはそういう協定はないのですか。大衆行動ですよ。これはないのでしょいか。

○永山国務大臣 デモに関しては話し合ったことは絶対ございません。いまおっしゃるのは自衛隊法八十五条の治安出動の關係ではないかと思ひます。これは一般の自衛隊法に關しての問題でございしますから、松野君のほうで答弁願ひます。

○横路委員 永山さん、デモが多人数になつてくる、あるいはすわり込みを行なうという場合もあるでしよう、それは大衆行動ですから。(発言する者あり) そういう場合に應じてあなたのほうは——どなたか古いと言ふんだが、昭和二十九年九月三十日からずっとその協定がもつたやつて細部協定を行なつてゐる。しかも、御丁寧に、各警察本部は全部やつてゐる。この対象は、教範というのか、かつては草案と言つてゐたが、これを見て、何であるかといふと、一般的な大衆行動もその対象になつてゐる。だから、永山さんにごでひとつお答えを願ひたいのだが、そうすると、この国会周辺のデモは、その人数がどうあれ、それは国家公安委員長と防衛庁長官とのこの協定の対象ではないという意味ですか。その点はつきりしてください。

○永山国務大臣 デモの關係では、防衛庁長官とお話をするとはございしません。また、警察はいま防衛庁へ援助を頼むという考えは持つておりません。

○横路委員 私は、松野さん、これはあなたのほうから正式にもらつた書類だからね。今年はですよ。昭和三十一年に警察庁から防衛庁に出向した人です。まず三十一年ですが、三輪さんという事務次官は、これは三十一年ではないが、警察庁の警備局長からたしか官房長かに来てゐる、いま事務次官。三十九年に來られた方で、島田さんという防衛局長は、警察庁の警務局付、前宮城県警察本部部長。三井さんという人は、防衛局第二課長で、情報担当だ。これは警察庁警務局付だ。島田さんも警察庁警務局付だ。前の三井さんは、山梨県の警察本部部長だ。矢野さんという人は教育局長で、警察庁長官官房総務課長から來てゐる。それから、酒井甲子郎さんという長官官房広報課の方は、警察庁の警務局の人事課付である。西川さんという人事局の厚生課の方は、これは警察庁警務局の人事課から來てゐる。星野さんという教育局の教育課の人も警察庁の警務局人事課の人である。清水さんという人は、人事局の人事第一課だ。これも警察庁の警務局の人事課付である。秋山さんという人は、長官官房総務課長だ。これも警察庁の警務局付である。その次、金谷さんという人は、閣議実務本部の副部長だ。これも警察庁警務局付から來た。山田さんという人は長官官房総務課だ。警察庁警務局人事課付である。小川さんという人は警察庁警務局。樗木さんという人も警察庁警務局。

これを見たら、いまの防衛庁というのには警務局の出先なんですよ。ここに私は、先ほど私が取り上げましたこの国家公安委員長と防衛庁長官との昭和二十九年の協定、それ以後の細目協定、昭和三十一年のこの訓令、それから現地に於けるいろいろな協定を見ると、いまあなたのほうはほとんどこの警察庁の警務局で占められてゐる。一体いまの防衛庁というのには警察庁の警務局でや

りになるのですか。そうして、あげてこのことは、したがつて自衛隊本来の仕事ではなくて——だから、この間、町を通る人は私に何と言つてゐるのです。いま自衛隊の諸君は、相手に学生服を着せて、そしてこちらから突破して、向こうをデモ隊になぞらえて、わつしよわつしよやつて、これから突破する、そういうけいこしかやつてゐない。だから、治安行動の問題がこういうふうによつて抜かれて、十月三日からやつてゐると言われている。

私はあなたにぜひひとつこの点について資料を要求しておきたいことは、まず治安行動、昭和三十六年の国会に提出のときは参議院に提出をしたが、これは治安行動草案となつてゐるが、今日はおそろく治安行動教範でしよが、これはぜひ出してもらひたい。それが第一点。それから、いま私が申し上げた協定は一部でございまして、その中にはその治安出動のときに關連してのいわゆる學問その他いろいろな人権に關する問題が關連法として載つてゐるから、それをぜひわれわれに示してもらひたい。出してもらひたい。そのことをまず資料要求をひとつしておきたい。その点についてまず答弁をお願いをしてから、それからあとでまた二、三お尋ねをします。

○松野国務大臣 だいたい前提が私の考えとは違つてゐるところがあります。その人事の第一は、昭和二十何年ですか、保安隊ができてから、十五年目です。したがつて、防衛庁採用人事というものがまだ成長してゐないために、各省からの出仕といふことで成長してゐます。しかし、今後これが永続するものではありません。だんだん自衛隊本来の人事にこれは入れかわつておきます。しかし、最初の保安隊、警察予備隊といふ成長過程から見ると、人事の過去がどうなつておつた。その残物が今日残つておるだけで、これが今後とも成長するわけではありませ

ん。だんだん減つてまいります。第二番目に、ただいまの草案、参議院に出したことはありません。参議院で、こういうものじやないかといふお示しを共産党の方がされました。しかし、それは現物で私のほうが出したわけじゃない。参議院の共産党が、こういうものを草案としておるんじゃないかといふのがありまして、もちろんその事実をわれわれのほうが出したことはありません。また、御要求でございしますが、今日成案は得ておりませんので、提出いたすことはできません。できておりませんから提出いたすことはできません。草案あるいは模範と言われましたけれども、どちらもできておりませんので、これは提出する段階では今日ございしません。

○横路委員 長官、協定は、協定、訓令、細部協定、現地協定、関連法規その他は全部あなたのほうでちゃんとできておる。

○松野国務大臣 治安出動の際における治安の維持に關する協定、これは提出いたすことができません。その他細目については、これは現地のものがありますので、あまり小さなものから、この国会で審議されるにはあまり小さな問題。したがつて、昭和三十何年ですか、横路委員御要求になつてゐる、基準といふものを要綱として提出いたしておられます。そのときには相応の御審議をいたしたいとおりますので、どうぞひとつわれわれの——今日、秘密を言ふ意味じゃありませんけれども、警察官の、あるいは自衛隊の隊員が一々言ふことまで細目という協定はございしません。したがつて、警察との重要な基準及び協定については、もちろん提出いたす準備を御要求しております。

○横路委員 それでは、いまあなたのお話はあれですね。陸海空の第九〇号別冊、治安行動の参考、關係主要法規、陸上警察部で昭和三十一年五月に出してございしますいわゆる法規の解釈、それは、いわゆる犯人の逮捕、引き渡しに關する件、いわゆる武器の使用に關する件、その他いろいろ人権に關する問題がありますから、ぜひひとつ出してもらひたい。それから、いまあなたが出すと言つた訓令、それから協定、細目協定、その

○佐藤内閣総理大臣 ただいまのお話のように、陳情あるいは請願等のデモはおそらく良識によつて行動することだ、かように思いますが、さうな状態のもとにおいて、自衛隊云々の問題は絶対にない、かように思います。

「委員長退席、木村（武雄）委員長代理着席」
その間は、それは不幸な事柄もあった。また、
人的交流あるいは文化的交流におきまして、非
常に双方に恵まれたという関係もある。こうい

通った満点だ、こういふような感じはたまらなくみんな持っていないだろう。しかし、これはベターなものだ、ベストなものだという自信だけは持っておる、かように思います。そういうように、この背景が、ただいまお尋ねになりました。

○佐藤内閣総理大臣　これは、いままでたびたび
申し上げましたように、ただいま朝鮮半島におい
て、韓国でなくて、あるいは北に別な権威がある

というようなことで、同一民族が二つの權威に分かれておる、これを心から気の毒な状態だ、民族の悲劇だ、かように私も思っております。そういう意味で、南北の統一の日が一日も早く実現することを心から願っておりますのであります、これらの点については横路君からもいろいろお尋ねがございまして、私どもは、国連中心、その国連決議のもとにおいて、また、国連勧告のもとにおいて、これが実現できることを心から願っておりますのであります、そういう意味で南北統一、単一国家の実現に協力したい、かように思っております。

○石野委員　総理は、この問題については国連中心主義だということを非常に強調される。しかし、日本の立場からすると、戦争が終わったあとにボツダム宣言を受けた。その中からやはりいろいろな戦後の歩みというものが出てきていると思うのです。いま総理は、このボツダム宣言あるいはカイロ宣言、朝鮮に関しては特にモスクワ三国外相会議の宣言があります。こういう問題は、この際、朝鮮に関する問題として全然考慮する必要はないという考え方でしゅうか。

○佐藤内閣総理大臣 申すまでもなく、日本は無条件でポツダム宣言を受諾した、そういう立場にございますので、日本がこういうものは考える余地はないとか、こういうふうなものではございません。私がただいま申し上げておりますのは、横路君にも申しましたが、石野君も同様ではないかと思うのは、社会党の諸君もやはり国連尊重という、かような立場でありではないかと思えます。この点、私が誤解しておれば別ですが、さように考えますと、国連が幸いにもこの南北統一の具体的案を提示しておりますし、また、朝鮮半島におけるの権威をちゃんと決議で確認をいたしております。そういう点を、私どもは、国連中心といたします。そういう立場からは当然だと思います。また、私は、社会党の方も国連中心であられるのではないか、かように思っておりますので、別な議論が出てくるなら、この点はとくと私どもにも

聞かしていただきたい、かように思います。

○石野委員 別な議論じゃない。いま総理に聞いていることは、特に朝鮮の問題については、このカイロ宣言あるいはモスクワ宣言あるいはポツダム宣言というよりなものを全然配慮しないままです。いろいろな外交施策をやっているいいかげんかということについて、総理の考え方を聞いています。

○佐藤内閣総理大臣　ただいまのカイロ宣言あるいはポツダム宣言等々を考えて、これを、無条件に降伏したそのときの条件といたしまして、これに従つて朝鮮における統治權、これを放棄したわけでございます。だから、この点では、日本はもちろんポツダム宣言を忠実に守つておる、こういうことでありますし、また、その後サンフランシスコ講和条約というものがあつて、そうしてそれによりまして、ただいまお尋ねのありますようなポイントは明白になつておるわけでありまして、さらに困連がいろいろ決議しておる、それを今度は私どもは守つていく、かように、日本の態度としては、ポツダム宣言以来、これは一貫して筋の通つたことをいたしておるつもりでございます。

○石野委員　朝鮮に関する日本の外交的な態度といふのは、やはりカイロ宣言に導かれて、そうしてそれをポツダム宣言を受諾したということによつて行なわれる、こういうような立場で政府はいろいろな交渉をなさつておる、こういうように承つてよろしいですね。

○佐藤内閣総理大臣　私は先ほど来申しましたように、ポツダム宣言を無条件に受諾した、そうして降伏してまいつたのですから、それから、サンフランシスコ条約、これによりましてこれらの関係を規律しておるということは御承知のとおりだと思ひます。(「カイロ宣言は」と呼ぶ者あり)カイロ宣言とポツダム宣言との間の関係は、御承知のように、カイロで宣言して、ポツダムでこれを承認した、そうして確認し、それで宣言している、こういうような状況でございますから、その点は誤解のないように願つておきます。

○石野委員 誤解しているのじゃない。總理にもう一度聞きます。とにかくカイロ宣言の「朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ糖テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノトラシムルノ決意ヲ有ス」という、この三國の考え方というものを、無条件にポツダム宣言で受けているわけです。だから、そういう考え方で朝鮮問題というものは外交的に対処する、こういうふうに政府は立場をとっておるのと違ひのですか。

○佐藤内閣総理大臣　御承知のように、日本が降伏したときには、ポツダム宣言、これを無条件で受諾する、こういうことでございます。カイロ宣言は戦争中に出した宣言でございます。だから、そのときのカイロ宣言を直接どうこうというものは戦争中の問題だった、かように思います。

なお、こういう法律關係につきましては、条約局長から正確に説明させたほうがいいかと思いますが、私は先ほど申すように、カイロ宣言は戦争中の宣言だ、これは相手の國がそういう宣言をしただけなんです、そのポツダム宣言を日本は無条件で終戦しております。そのポツダム宣言を日本は無条件で受諾した、かように考えております。だから、その關係は、ポツダム宣言を主体にお考えをいたしたい、そのポツダム宣言が認めておるカイロ宣言

という範圍においては、これは問題のないことと
ございます。そういう意味の法律関係で、もし
はつきりしないなら、条約局長に説明させたい、
かように思います。

○石野委員 条約局長にまで聞かなくても、総理
に聞いたほうが一番よくわかりやすい。それはポ
ツダム宣言の第八項には、「カイロ」宣言条項ハ
履行セラルベク」ということ、これを無条件に日
本が受けているのだから、カイロ宣言がどうだこ
うだというようなことを考えなくてもはつきりし
ているわけです。

○佐藤内閣総理大臣　これはカイロ宣言の字句の問題がいろいろあるようでございますから、ただいま申し上げますように、条約局長から説明させていただきますが、誤解がないかと思ひます。

○藤崎政府委員 ポツダム宣言には、御指摘の通りに「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」ということがございまして、このポツダム宣言を日本は受諾したわけでございますが、そのことは何もそのカイロ宣言に書いてある一字一句まで全部日本が賛成した、つまり台湾とか満州とか澎湖島が中華民国に返還されるとき、朝鮮の独立を認めるとかいうことは、これは履行せられなくちゃなりませんけれども、台湾を盗取したことを日本が認めるのか、あるいは朝鮮でどういうことを——貪慾をやったとか、そういうことまで全部日本が賛成しなければならぬという意味が含まれているものとは考えておりません。

○石野委員 条約局長に聞けれども、ポツダム宣言は、受諾したときには、どういうような条件をつけて受諾したのですか。

○藤崎政府委員 ポツダム宣言にいろいろ条件をつけて受諾することではございませんで、ポツダム宣言第八項の「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」という趣旨は、カイロ宣言のそういう、いろいろ敵国が形容詞的に使った動詞まで全部日本が賛成するという意味は含まれておらないということをお申し上げておるわけでござい
ます。

○石野委員 ポツダム宣言の受諾にあたっては無条件にこれを受けているわけです。これはもうそれがどう言おうとも無条件に受けたわけです。私はむしろかしいことを聞いておるわけじゃないのです。朝鮮に対する日本の外交政策というものを、今日どういふところに基因して行なうべきかという基本的な態度について、日本の国の総理大臣の意見を聞いているわけだ。カイロ宣言は、「朝鮮ノ人民ノ奴隸狀態ニ留意シ總テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス」という、この宣言をやはり履行すべくわれわれはこれを受けたわけだ。だから、そういう立場でわれわれが敗戦という形の中から新しい道を歩んでくるにあたって、朝鮮に対する外交政策というものは、総理が先ほど言っているように、南と北との現実はこちら

だけれども、いまそれでもうよろしいとか、あるいはまた必ず一つになるものだとか確信していますなどというふうなことでこれは許されぬ内容だというふうには私は思っているわけですが、これは総理に私は聞くのだが、日本と朝鮮との外交関係は、ただ今日の問題だけじゃないと思います。これから長きにわたるところの国是を決定する、そういう立場から私は真剣に考えなければいけないと思うのです。先ほどから私はいろいろ論議を聞いておりますと、やはりあるし、また答弁にしろ、その場のその答弁をしようという態度が非常に強い。しかし、私は、こういふようなことは許されてはいかぬと思うのです。国の審議の中で、もう少しまじめにやらなければいけない。特にまじめにやらなくちゃいけないことについて、このポツダム宣言の中に、われわれが敗戦のときにこのポツダム宣言を受けたときに、連合国は日本にどういふことを言ったか。「吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」といふことを、このポツダム宣言ははっきり言っておるわけです。そうしてわれわれはこれを受けてきておる。その当時、わが国はあの戦争に至るにあたっては、東條内閣のもとにすべての者が一億一心で詰め込み式に全部追いついて、あの戦争にたたき込まれた。いま私たちがここで考えなければならぬことは、日本國民を欺瞞してはいけません。そういう立場から、いま政府が、この日韓問題を論議するにあたって、まじめな態度で、行き違ひがあるからといって、ただ、ことばの言いがかりだけだとか、あるいは言いがかりだけでこの条約の審議をしていくならば、今後の日本の将来に対して非常に大きなあやまちをおかす。

「発言する者あり」
○木村(武雄)委員長代理 静粛に願います。
○石野委員 そういふ意味で、私は論議はまじめにやってもいいというところが一つと、それから朝鮮に対する態度については、やはりこのカイロ宣言に導かれて、そうして過去の歴史的な反省の上に立つたところの朝鮮に対する外交政策というものが出てこなければいけないのじゃないか、こういうふうに私は考えるのです。政府はそういうふうに考えていないのかどうか。総理はそういうふうに考えているかどうか、このことをはっきり聞かしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 たいまお話しになりますことは、私も全然同意でございます。私が普隣友好、また、平和に徹した外交を述べておりますのも、ただいま石野君の御指摘のとおりでございます。私は、本会議、この特別委員会、たいへんまじめな、真剣な論議をかわしておると思ひますが、その点では各大臣も同様でございますけれども、こういう点で、なお私どもの真剣さが皆さ方々に伝わらないということはまことに残念に思ひます。一そり注意をいたします。

また、たいまお話しになりますごとく、今日、親善友好関係を立て、そうして韓国が再び経済的にも成長し、また、政治的にも安定し、その國民生活も向上する、ということを願えばこそ、経済協力、この協定もでき上がったのでございす。また、韓国との基本的条約などもこういう立場ですべてが考えられておる、この点は十分御了承いただきたいと思ひます。

○石野委員 いま総理の答弁がそういうことだから、私はもう一度聞きたい。総理がいま言うのは、韓国がというのを言う。朝鮮という三十八度線の北にある、こちらのほうにはどうなんだという、三十六年間の支配の反省というものを、これが出てくるのはやはり北の民主主義人民共和国というものに對してどういふような考え方を持っておるかということが出てこなければ、それでは日本は日本の総理大臣としての過去の歴史に対する反省は出てこないから、私はそれを聞いておるわけですよ。

○佐藤内閣総理大臣 お尋ねになりますことはよく

わかりました。実は、私は、韓国との条約をいま御審議願っている、この問題だと、かように思っておりますが、ただいま北の部分についての問題は、この韓国の条約では全然触れておりません。その点はしばしば申し上げたとおりでございます。また、私も、触れてないからといって、いままでの扱い方を考える考え方はございせん。これははっきり申し上げておきます。

○石野委員 いままでの考え方を考えるというところは、当分の間は北のほうのことは全然もう考えないでいくんだ、こういうことですか。

○佐藤内閣総理大臣 この点は先ほど来何度も申し上げておるのでございますが、私どもは、国連を國際の唯一の平和機構だと、かように考えておりますし、また、その国連を中心として外交を進めていくということがわが國の基本でもございす。また、この点では社会黨の方の御賛成も得ておると私は思っております。何事によらず、国連ではこう言っておる、国連の決議はこうだ、こういうことをいつも引用されますので、かように私は考えております。今回の処置は、国連の決議のとおりを私どもが行ない、また、国連の決議はその後確認されておりますので、この点でたいま国連中心にものごとを考えておるといふことを申し上げておるのでございます。

○石野委員 日韓条約の第三条の考え方、いった場合に、朝鮮の統一の問題は、おそらく当分はほとんど可能でなからう、こういふようにわれわれは見ざるわけですか。総理は統一は阻害しない、こういふように言っておる。どういふふうなお考えでその統一に阻害しないと言っておるのですか。

○佐藤内閣総理大臣 御承知のように、國際的にたいま大韓民國を承認しておる、これが七十一カ國ある。また、北を承認しておる國が二十三カ國ですか、そういう状態でございす。それがそれぞれ南を承認したものは北と交渉を持たない、北を承認したものは南と交渉を持たない、これが國際的な外交のたてまえでございす。そこで私どもは、今回の日韓条約を妥結することに

よって日本は南北統一を阻害する、はばむものだ、実はこういふ非難を社会黨の方はしていらいしやいます。しかしながら、いま國際的に見まして、七十一カ國はそれじゃ南北の統一を阻害しておる、かように言われるのか、また、二十三カ國も南北の統一を阻害しているんだ、かように言われるのか、これらのところは、ややおくれただけいま日韓間で交渉を持とうという日本よりも世界には先輩の國があるんだということをひとつお考え願つて、ただいまの阻害するといふことは、これはいまの承認あるいは条約の締結とは事が違ふんだ、むしろ国連自身が勧奨しております南北統一方式、これによって南北が統一されること一番望ましいのでありますから、これが実現するようには私どもは努力すべきだ。また、南北双方が國連の勧奨を受けるということが最も望ましいことではないか、平和への解決の道ではないか、かように私は思ふのであります。ただいままでのところ、南は、大韓民國はこの國連の方式を承諾している、北はこれを拒否しておるといふのが実情でございすから、その点は変わりのないようによく御了承いただきたいと思ひます。

○石野委員 北は拒否しているといふことは、なぜ——國連方式といふのは、それではいつ、どういふ形で出たものなのですか。

○権名國務大臣 戦争終結直後から、國連は、朝鮮の平和的統一という問題を掲げまして、これに對する決議等を行なつております。一方、英、米、ソ連三カ國あつたモスクワ宣言をいたしました、その宣言に基づいて米ソが共同委員会をつくつて、そして國連の趣旨に従つて南北の平和的統一をはかるために臨時朝鮮委員会というものをつくることをも提議いたしました。

「木村(武雄)委員長代理退席、委員長増席」
しかし、これに對して、ソ連が信託統治の問題を提唱し、李承晩その他の人の協議参加を拒否したために、ソウルにおける会合が決裂したのであります。そういうわけで、その後、國連の決議に基づきまして臨時朝鮮委員会というものがつくられ

て、この朝鮮委員会が国連の決議を背景にして朝鮮に渡って、そして南北の、国連監視のもとに自由選挙を施行して、その選挙に基づいて、統一政府をつくるというに努力したのでありますけれども、北鮮はこれを拒否して、朝鮮委員会の北鮮への入国を峻拒した。こういうことのために、やむを得ず南の部分だけについて自由選挙を行ない、そして、これに基づいて韓国政府が成立した。こういう状況でありまして、この統一問題を終始国連が推進してまいりましたけれども、これをあくまで拒否したというものは、むしろ北鮮でございまして、この関係をわれわれは考慮に入れた、この問題を論議しなければならぬと考えております。

○石野委員 外務大臣は北鮮が拒否したと言いますが、そこへ行くまでの間、どういふふうにか共同委員会というものが運ばれていたのですか。一九四六年の一月十六日に始まってから五月三十一日再開、そしてそれが歩み寄りが出て、七月五日にはもう臨時政府樹立の話し合いができた。ところがそこで行って、委員会と民主的な団体あるいは政党との関係などで話し合いが持たなくなつたときに、だれがどういふふうにしてこの委員会をこわしたのですか。

○椎名国務大臣 国内の各代表者によって円満な会議をもつたのでありますけれども、ソ連の一部の人士に対する参加拒否ということから始まって、とうとう米ソの間の意見が対立してこのソウルの会合がお流れになつた、こういうふうには私は記憶してあります。

○石野委員 この問題は、政府が今度の日韓条約第三条は国連方式で云々といつておりますが、この国連方式のよつて来たところはこのにあるのだから、ここが一番重要だと思つております。第一次の共同委員会が持たれて、それが話し合いがつく段階にいつたときに、協議対象団体の選定の基準をめぐつてモスクワ三相協定によつて取りきめられていた信託統治による独立の方式の問題、あるいはソ連軍駐とんだの北朝鮮は一致してこれを支

持したのにもかかわらず、南朝鮮は信託反対の保守勢力と賛成の革新勢力とに両分された。こういうような事実が反映されたために、ソ連は協議対象団体選定の基準を信託統治の支持に置くべきだと、アメリカ側はこれに反対して臨時政府樹立に協力する意思のある限りすべて協議に参加させるべきであることを主張し決裂した。こういうのが実情です。この段階で米ソ共同委員会が第二次会議をその後約一年ぶりに持つた。一年ぶりに持つて、七月五日から協議に入つておる。その後暗礁に乗り上げてしまつて、あげくの果てに十月十八日に米國から休戦の提案をしてきた。そういう事情なんですよ。その当時の事情をもう少し政府のほうでちゃんと説明してみてください。

○椎名国務大臣 アメリカは信託統治賛成、反対にかかわらず、とにかく代表的な人々を集めて民主的にこの統一問題を運んでいこうとしたのに対して、ソ連は、信託統治に初めから賛成するものだけの会合にしよというふうな意図をもつて、まず兩國の意見の対立が起つた、こういうたようなことでとうとうこの合同委員会は流産に終つた、こういうのであります。それで、どういふ事態が收拾されないで、国連としては新たに決議をして、そして臨時朝鮮委員会というものをつくつて、そしてその朝鮮委員会は国連の決議の方式をもつて現地に置かれた。その場合に、もう入國もさせないというので、ことごとくこの国連の運び方に対してこれを阻害した、やむを得ずこの南半分は韓国政府ができた、こういうことになつておるのであります。それで、その朝鮮委員会の現地の報告に基づいてできたのが、いわゆる一九五五号の国連の決議である。今度の日韓条約でそれを引用しまして、韓国はかくかくの政權である、こういうことをうたつて、そして今度の基本条約にそれを入れた。こういういきさつでありますので、むしろ統一を阻害したほうは北にあるということがはつきりしておるのです。

○石野委員 それは違ふんだ。当時の事情からいふと、共同委員会の方式のときに、ソ連は、この問題を、朝鮮問題は平和条約の締結と関連した連合國の戦後処理問題だ、だからこれは国連憲章百七条に違反している、こういう立場でこれに反対したわけですよ。そういうことを言つてアメリカは国連のほうへ入れたんでしょ。国連へ入れて、その中で国連の持ち込みという形を一方的にきめてしまつたのじゃないですか。

○椎名国務大臣 百七条の問題を非常に社会党のほうで持ち出して、そして百九十五号の決議は違反であるというふうに主張されますが、これは何を言つてそういうことを言われるのか、私はふしぎでしようがない。百七条はいわゆる敵國条項でありまして、これは一口に言つて、旧敵國に対しては少し手荒なことをやつてもよろしいというふうな趣旨の規定なんです。で、まづそれから、それと百九十五号の決議とは関係がない。それが違反であるなんというものは、どういふところからそういうことを言われるのか、非常にふしぎである。私は考えております。

○石野委員 外務大臣にお尋ねしますが、朝鮮の独立問題は、これは戦後処理問題とは違ふのですか。

○椎名国務大臣 日本から独立させるということ、は、なるほど戦後処理問題でもありませんが、そうじゃなく、その独立した朝鮮というもののにどういふ統一政權をつくるか、どういふ政權ができたかというこの処理に、その現地報告をやつたのがこの百九十五号でございまして、百七条にはこれは抵触しないのです。

○石野委員 いま外務大臣はちゃんと戦後処理問題だと言つたでしよう。そうしたら国連憲章百七条の問題に抵触するじゃないですか。

○椎名国務大臣 日本から朝鮮を引き離すということならば、これは敵國に対する戦後処理になりますけれども、そうじゃない。引き離されたものの処理に関する問題でありますから、百七条には抵触しないのです。

○石野委員 朝鮮問題は、この国連方式でやるということ、もう明らかに国連憲章百七条の違反なんですよ。そういうような立場と、それからまた、これはモスクワ宣言にも反しておるものなんだ。その上になおかつ、このいわゆる臨時朝鮮委員会なるものには朝鮮の人民自身が全然入っていないでしよう。民族自決の問題が全然入らない中でこういうことをやつておるでしよう。だから、この臨時朝鮮委員会なるものは、それ自体、国連憲章百七条、あるいはまたモスクワ宣言、あるいはまた民族自決の国連憲章の精神にも反しておる。そういうようなものをなぜわれわれが守つていかなければいけぬのですか。外務大臣、どうな

○椎名国務大臣 憲章百七条につきましては、先ほど来再三繰り返して申し上げたとおり、百九十五号の決議はこれに違反しておらないという解釈は、正當な解釈でございまして、

○石野委員 この臨時朝鮮委員会がそういうような違反の内容を含めて進められていったが、この臨時委員会は何カ國からできておるのですか。

○椎名国務大臣 政府委員から……、カナダ、中国、エルサルバドル、フランス、インド、フィリピン、シリア、ウクライナ、ソビエトと九カ國でございまして、あとでウクライナはこれに加入いたしました。あとでウクライナはこれに加入いたしました。

○石野委員 そういう状態の中でこの臨時委員会がソウルに着いたときに、外務大臣がいま言つたように、確かにソ連はこれを拒否した。それから南朝鮮のほうでも民主団体は拒否して、ほとんどこれは李承晩一派だけの支持で、これと協力して話し合ひしたわけですよ。ですから、当時の実情をいふと、臨時委員会は仕事をしようとしても仕

ができなかつたわけだ。できなかつたので、臨時委員会は中間委員会に協議するということになつた。その協議の中で、中間委員会は、立ち入り得る朝鮮の地域で總會の決議を実施すること、臨時朝鮮委員会の責任であるという旨の決定をしたわけですよ。この決定をしたときに、この委員会ではどういふような賛否の票が出ております

か。

○権名国務大臣 大綱はいま申し上げるとおりであります。その賛否の票数等につきましてもは記憶しておりませんので、後刻よく調べて申し上げます。

○石野委員 これは後刻じゃない。いま国連方式を中心にするということを政府はたびたび言うから、私はこれを聞かなくちゃいけない。その当時の事情を明確にしなければ、その方式によっていかどうかということがわからないから、それで聞いておるのです。

○権名国務大臣 大体ソ連、共産圏は全部反対で、あとはみな賛成だったと思います。

○石野委員 後宮局長はわからないのか。はつきりしろよ。

○後宮政府委員 いまちょっと票数を持ち合わせておりません。

○石野委員 これはただわからないじゃないけんです。一九四八年二月六日の臨時委員会、臨時朝鮮委員会が中間委員会と話し合いをして、二月二十六日にその決議をしたときのその当時の事情というものは非常に重要だ。だから、この朝鮮委員会の中の賛否の票というものは、これははつきり聞いておかないと、私のほうで言ったって、また違うと言われると困るから、一応そちらで調べてみて下さい。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 いま資料を取り寄せておりますから、ちょっと御静粛に願います。——いま資料を取り寄せておりますから、しばらくお待ちいたください。御静粛に願います。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 ちょっとお待ちください。もう資料も到着したようです。いま写しておりますから……。

○後宮政府委員 おくねまして恐縮でございます。

この問題につきましては、最初、ニューヨークの国連小委員会、北朝鮮に国連の委員会が入れない

かったけれども、韓国、南半分のみで選挙をするかどうかというところを、まず国連の小委員会が二月の二十六日に表決に付しまして、そのときの結果は、賛成三十一、反対二票、それから十一票が棄権でございます。これに基づきまして、この小委員会、インドのメノンが委員長でございますが、これが現地に帰ってまいりまして、この委員会の中でさらに表決に付したところが、賛成が四、これはインド、フィリピン、サルバドル、中国、それから反対が二、カナダ、豪州、それから棄権が二票、フランス、シリア、こういう結果でございます。

○石野委員 これがその当時の実情なんです。九票のうちの四票が賛成で、二票が反対、二票が棄権、こういう状態なんです。こういう状態の中でこのいわゆる国連監視下の選挙なるものに入っていたわけなんです。こういうような実情を総理はどういうふうに考えておられますか。

○佐藤内閣総理大臣 これは適法に行なわれたと、私はかように考えております。

○石野委員 大きい声で答弁がしにくいほど、非常にこれはみみっちい賛成なんです。しかもこれは、先ほど言うように、アメリカが強引に、この中間委員会というものが、立ち入り得る朝鮮の地域において総会の決議を実施する、こういう形で国連監視下の選挙というものをもち込んだわけなんです。この百九十五(四)というものが、もともと、国連憲章の百七条、あるいは民族自決の問題、あるいはまた内政不干渉という問題を全部抹殺するような形で行なわれた。そういう実情のものを、いま国連方式によるんだということで政府はとっているわけですよ。米ソ共同委員会というのが朝鮮の独立問題について責任を持っているというところになつておる中で、アメリカが強引にこのような形をしてきた事実を私たちはやはりはつきり知っておかなければいかぬと思う。こういうことを見てみると、われわれは、今度の条約第三条によるような形で朝鮮問題を処理していくということについては、非常にこれは根拠が薄い、しかも

また、われわれの朝鮮問題については三十六年の長い間の支配の反省というものを含めて処理していかねばならぬという立場からすると、これは非常にその条件を十分満たしていないし、また、日本の民族が朝鮮の民族に対する立場からしても、それは十二分なものだとは言えないと思うんです。総理はまた元へ戻りますけれども、ええですか。特に私は、また元へ戻りますけれども、総理が、朝鮮問題について三十六年間の支配の反省、こういう問題はやはり頭の中に入れておくべきだということを私は強調しているのですが、こういうような実情と兼ね合わせてもう一度総理大臣の朝鮮問題に対する考え方というものをほつきりひとつこの際伺わしてもらいたい。

○佐藤内閣総理大臣 私は、権名君がソウルに参りまして申しましたこと、これはたいへん日本国民の気持ちを率直に表現しておると、かように思います。また、総理である私自身の気持ちも、権名君のあの反省しておるといふことはのうちにあらわれておると、かように私は感じております。したがって、今日ただいま三十六年の過去についての反省がどうかと、か、こういふことも言われますが、これも大事なことでありますので、これを不問に付せとは私は申しませぬ。しかし、もっと大事なことは、これから新しい関係をつくり、そうしてスタートしていく、どういふようになり両国が親交を結びつけるか、そういう成果、それこそ、今後の問題であるが、両国民が心から願っておるものじゃないか、かように私は思っております。そういう意味で今回の条約も、また各種協定もつくり上げたのでございます。先ほど来いろいろ国連中心の政治について御批判がございしますが、私は、ただいまの状況のもとにおいて、平和で南北が統一が実現できる、これはやはり国連がサセストしているその考え方が最も望ましい方法ではないかと思っております。この点でやはり具体的な案を一つ国連が示しておるのでありますから、これが反対なら反対だと、石野君は、具体的に、こうしたらいいじゃない

か、こういう話が出てきて、初めて建設的な意見ということにも実はなるのじゃないかと私は思うのでございます。ただいま日韓間の問題について私はこういふような考え方で建設的にこの問題を処理していくという考え方でございしますから、どうか誤解のないように願っておきます。

○石野委員 社会党は建設的な意見がないからというふうな——社会党は建設的な意見をちゃんと持つておる。私自身もちゃんと持つておる。私は、今度の日韓問題については、朝鮮との関係においていまのようやり方をしたいじゃないという意見を持つておる。少なくとも三十六年間の支配の反省の上に立つて朝鮮と日本との関係を今後長く平和的友好的にするには、どうしても朝鮮の平和的統一をさせるべきである。それまでの間は、いま三十八度線というもので現実に分かれておるんだから、その三十八度線で分かれておる北と南の朝鮮については、日本とお互いに人的交流をしようじゃないか、人的交流をお互いにして、そうしてその交流あるいは経済交流、そういうことをやる形の中で朝鮮の中に平和的な統一の情勢をつくる、その平和的な統一をつくった中でその統一国家ができたときに日本と朝鮮とは平和条約を結ぶという形をするのが一番いい、こういう考え方をわれわれは持つておるのです。ところが、政府のいまやつておるやり方は、国連方式国連方式というところで、こういうやり方をしております。先ほど話があったように、中間委員会から今度はやはり国連総会へ入ってくる順序があります。その順序について、ここではどういふ形で、百九十五(四)に来るまでの間どういふふうに委員会に当たってきたのか、これは外務大臣、ひとつ説明をしてもいいでしょう。

○権名国務大臣 それはさっき、この臨時委員会の現地における行動の結果、報告を聞いて、そうしてでき上がったのが百九十五号でございますが、詳細は事務当局から申し上げます。

○後宮政府委員 お答え申し上げます。先ほど御指示ございましたように、米ソの共同委員会が、

米ソ間の意見の不一致によつて流産になりました

ので、局面の打開をはかりましたために米国が要請
いたしまして、一九四七年の二月、初めて国連の
第二総会にこの朝鮮問題がかかったわけでござい
ます。その後、この年の十一月十四日に決議がで
きまして、国民議会の選挙施行を監視する。そう

臨時朝鮮委員會、メンバーは先ほど申し上げました八カ国でございますが、これの設置が決定されたわけであります。ただし、北朝鮮のほうでこの臨時委員會の立ち入りを拒否いたしましたために、委員會は、南朝鮮で行なわれました選挙、ここに、

これは一九四八年五月に行なわれたのでございますが、これのみを監視することができました。この選挙に基づきまして、同年八月十五日に南朝鮮のほうで大韓民国政府が樹立されました。他方、北朝鮮のほうでは、やはり四八年の八月に、最高人民會議代議員の総選挙が実施されました。これに基

つきまして、北鮮のほうでは九月九日に朝鮮民主主義人民共和國の樹立が宣言されたわけでございます。そして、そしてこの十二月に国連総会におきまして、いま問題になっております国連決議第百九十五号というものが採択された。そういうふうな経過になっておりまして、このあと一九五〇年

の朝鮮動乱に纏くわけでございます。
○石野委員 第二回の国連総会決議十一月十四日の百十二号の(II)というのはどういうような内容を持っているのですか。

○後宮政府委員 朝鮮の独立問題に關する一九四七年十一月十四日第二總會決議百十二号でございますが、非常に長い決議でございますが、要点を申し上げますと、まずA項におきまして、朝鮮問題というのか、やはり第一義的には朝鮮人民自身がかぎめる問題であるということをメンションして

人民の代表者が参加して、そうして、軍のいわゆる
 のかいらい政権ではない政府が任命されたものである
 あることを観察するために、全朝鮮を旅行して知
 察する権限を持っている国連臨時朝鮮委員会を直

ちに設置することを決議したわけでございます。

それがB項におきまして、やはり尊皇の民
的獨立が再び確立されるべきであることを再確
立しまして、そうして、その後すべての占領
ができるだけ早く撤退すべきであるということ
確信しております。そうして、先ほどメンバー

申し上げました臨時委員会のメンバーの同僚、ウクライナを入れてまして九カ国をここで指したわけでございます。そうして、ここで選挙する原則を述べておるのでございますが、ただちよつと重要でございいますから、そのとお読み上げますが、Bの第二項でございいます。

會が協議することができ、且つ、國民議會を構
し朝鮮國民政府を設立することが出来る代表者
成年選舉制無記名投票によつて選ぶ選舉が一九
八年三月三十一日以前に施行されることを勧告
る。各々の選舉区又は選舉地帯からの代表者の

は、その自民に比例し、また、選挙は、参議院の
觀察の下に行われるものとする。」ということをも
選挙の基本原則としてきめたわけでございます。
そうしてその次に、選挙の後でできるだけすみ
やかに国民議会がまず会合する。そうしてその国
政府を樹立するということになっております。

それから、その次には、こういふふうにして、府が設立いたしましたら、正規の国家保安隊を組織しまして、占領国の軍隊はできるだけに、できれば九十日以内くらいに朝鮮から撤退

う状態だったでしょうか。

○**後宮府府委員**　いまの決議に予想されておりましたように、南には米軍を主とする占領軍があり、北にはソ連軍がまだ進駐しておりまして、両方とも事実上の軍事占領下にあつたという状況でございます。

○**石野委員**　軍事占領下の状態であつて、その占領

時の実情は、四八年の五月十日に南朝鮮の単独選挙が施行された。しかしその当時は、この単独選挙に対しては、北はもちろんこれは反対しており、またが、南のほうでも全面的に反対したわけでした。全面的に反対して、たとえば最も右翼だといわれる金九あるいは金奎植、この諸君までみな豆

に対して、ただ李承晩だけがこれと一緒にあったわけでありまして。そういう状態の中で、韓国民主主義だけが参加してやられた選挙なんです。それに対して、先ほど後宮局長から言われたように、九月の九日に北朝鮮だけの単独政府というものが

○推名国務大臣　大体そのとおりでと思います。

○石野委員 このよからな事情だとすると、この日連監視下におけるところの選挙というものは、その当時の韓国の実情の中でもほとんど拒否されておつたし、これは先ほども私が申し上げたように、長い共同委員会の間に、韓国に十分な力があ

す。日本は、こういうような状態の選挙というものを、

のを受けて立つにあたり、それと、国連決議
いうものによってどういふような拘束をわれわれ
は受けるのだから、こういう問題が一つ出てく
ると思います。外務大臣、国連決議は日本をどう
いうふうに拘束しておるのですか。

その当時は、もちろん国連に加

つ惟呂国務大臣

○石野委員 私の聞いているのは、毎年繰り返していることを聞いているのじゃないのです。国庫充實というものは日本をどうやらふりかへておられる、こういう状況でございます。

○椎名國務大臣 百九十五号は、いわゆる厳格な意味において拘束力とか何とかということじゃなしに、それは加盟国に対する勧告としてこれを決定しておる。勧告案でございます。

号(Ⅲ)というものについて、先ほどから私が言っているのには、対朝鮮との関係の中で、対朝鮮問題を戦後処理として処理していくにあたって、という国連決議というものを日本がそれじやどういうふうに受けて立つかという問題が一つ出てくるのであります。これは割に義務としても可でもな

わけですね。どういうふうに総理はしますか。

○椎名国務大臣　これはもちろん国連の重大な決議でございますして、日本は加盟国としてこれを尊重して方針を立てておるのであります。

○石野委員 この国連決議は、その後何回か繰り返しされておる。だけれども、この国連決議百九十五号(Ⅲ)は、いまでも、先ほどから言っておるよう
に国連の憲章にも反しておる。そうしてまた民族
自決権、内政干渉の問題にまでも触れておるとい
うので、これは認めざることはできない。

い、そういうものをするといふことはよくない、
 こういふ見方をしておるわけです。しかもこの各
 項は、その後われわれがなにしておるように、三
 十八度線を越えて、アメリカ軍が国連軍の旗を

持つて出て行くというようなことまでも認めるような内容を持つておるものですね。そういうことについてのは、しばしばわれわれは質問をしておるが、そういう問題について、政府はどういうふうに考えておるか。

○権内閣務大臣 先ほどお話ししたように百九十五号は、因連憲章一〇七条には絶対に抵触しておらない。一〇七条は旧敵国にすなわち日本に対して因連憲章の原則に必ずしも適合しないような、少し手とり早い表現で言つて、手荒なことをやつても、まあ、それは見のがすというような条項であります。もしも日本が百九十五号の当時に朝鮮をまだ領有しておつたという場合ならば、これはあるいはそういう問題に直接触れなくても間接に触れてくるようなことになるかもしれませんが、しかし、もうすでに朝鮮は日本の領土ではないという事になっておる。その領土から離れた朝鮮の政權に対して、状況報告をしたというこの百九十五号の決議というものは、決して一〇七条に抵触するものではない。

それからもう一つ、三十八度線を超えて北に向かうという事とは、これはもう何ら百九十五号に關係のないことでありまして、そういう問題は、もちろん因連の決議としては、さういふことはあり得ないわけでありまして。

○石野委員 総理大臣にお尋ねしますが、総理は朝鮮の統一については、やがて一つになるのだというふうに考えておるといふことを言われたのですが、しかし、実際には、この朝鮮の統一問題については、いつも日本の政府が因連などで発言しておるところを見ますと、できる限り北の朝鮮といふことを認めないという立場で発言をしておるようです。なるべく統一といふことについては考へないような、そういう立場をとつておると見ていいと思ひます。そういうような立場で、たとえば第十八回の因連総会で松井代表は、「在韓因連軍は朝鮮における因連の目的が完遂されてはじめて撤退しうるものであり……」いや、ちよつと待つてくだされう。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願ひます。いま資料を讀べております。

○石野委員 第十八回の因連総会で、「北朝鮮側の主張する韓国からの「外国軍隊」の撤退要求は不当である。在韓因連軍は朝鮮における因連の目的が完遂されてはじめて撤退しうるものであり、そのためには北朝鮮当局が朝鮮問題を取り扱う因連の権限を認めるとともに因連に協力し、累次の総会議で規定されている恒久的解決のための諸条件が満たされることを強張」して、そうして北朝鮮側の、外国軍隊を撤退するという要求が不当だといふことを日本側が主張しているわけですが、これはどういふわけであらうか、外国軍隊が朝鮮から撤退することについて北のほうに主張すること、日本の政府は不当だ、こゝういふふうに言われたのか、そういうことをひとつ、政府の所信を聞きたいのです。

○星政府委員 私の記憶によりますと、そのときの議題は、朝鮮からあらゆる外国の軍隊を引き揚げるというソ連の要請された議題がかりまして、そのときに問題になったと思ひます。ですから、その場合に松井大使の発言は、いまおっしゃつたとおり、朝鮮の統一、独立した民主的な朝鮮といふものが、その政府ができるまで因連軍がおるといふ、そういう目的から、いま直ちに全部引くことはできない、そういう意味の発言をしたといふふうに記憶しております。

○石野委員 総理にお尋ねしますが、北朝鮮に対する、朝鮮民主主義人民共和国に対するわが国の態度でございますが、特にこの南朝鮮の立場といふものを日本が考える場合、日本は南朝鮮の防衛にとつて不可欠の基地である、こゝういふ考え方を政府はとつておられますか。日本は南朝鮮の防衛にとつて不可欠な基地である、こゝういふ考え方を政府はとつておられるか。そしてそれがまた北に對して一つの態度だといふこと、日本の外交政策の第一の目的であるといふ、こゝういふふうにあなたとのところの内閣の調査室が言つておられるわけ

です。だから政府が、北の問題について総理が幾ら何と言つても、政府の考え方はこゝういふ考え方である、今度の日韓問題なんかやつておられるのと違ひののですか。

○佐藤内閣総理大臣 いま資料として出されたものは私にはわかりませんが、日本の安全は日本自身が守つております。また、韓国がどういふような状態をとつておるか、それは韓国の問題でございまして、私どもの関与しておらないこととございします。

○石野委員 私の聞いておるの、総理が南のほうの朝鮮だけをいま真剣に考えて、北のことを考へないのは、実は北のほうに對する日本の態度、立場が、南朝鮮の防衛にとつて日本が不可欠な基地だ、こゝういふ考え方を政府が考えておるか、違ひののですか。

○佐藤内閣総理大臣 さういふことはございませぬ。

○石野委員 それだったら、この内閣官房内閣調査室といふのは、これは総理の下にあるのと違ひののですか。

○佐藤内閣総理大臣 内閣官房調査室といふのは確かに私の下にございしますが、ただいま引用されておるものがどういふものでございしますか、私に全然關係のないこととございします。

○石野委員 内閣官房内閣調査室から出ている調査月報の一〇五号、一九六四年の九月です。それによると、こゝういふことがいわれておる。「日本は南朝鮮の防衛にとつて不可欠の基地であり、逆に南朝鮮は日本海への入口を制圧しているため、日本の安全保障にとつて極めて重要である。歴史的にみても、南朝鮮を敵對する勢力に渡さないことが、日本の對外政策の第一の目的となつてきた。こゝういふように書かれておる。政府はこの態度でございするわけでしょう。」

○佐藤内閣総理大臣 その調査月報、それにはしばしば個人の意見を載せるようでございします。たしか、それが政府の意見だ、政府の權威のある意見発表だ、かように断ぜられることは、やや結論

を急いでおられるのじゃないかと思ひますけれども、それは全部をよく讀んでいただくとおそらくわかるのではないかと思ひます。それは政府のものでないことだけ、はつきり申し上げておきます。

○石野委員 なぜこれを言ひかといふと、こゝではいまからあと、おそらくまた同僚からも質問が出てくると思ひますが、日韓問題、日韓条約の本質が軍事的なものだ、特にNEATO体制に連なるものだといふことを、われわれは常にいままで指摘してきております。内閣官房調査室から出ているこの書類によりますと、「東北アジアに平和保障体制を作る案も、朝鮮問題に真剣に取り組まない以上は、無責任な提案、もしくは為にする提案といふはかはない。こゝういふように書いてあります。——讀めといふなら讀みますよ。」「南北朝鮮における軍隊の對峙という現状をそのままにして日本が中立主義政策をとつた場合、日本、特に沖繩という中継基地は失われる。その結果、朝鮮半島における勢力均衡は破れ、軍事力の上では北朝鮮が圧倒的に優勢となる。同様に、東北アジアに平和保障体制を作る案も、朝鮮問題に真剣に取り組まない以上は、無責任な提案、もしくは為にする提案といふはかはない。こゝういふように書いてあります。また、このあとにはこゝういふように書いてある。「憲法第九条によつて軍事的に他国を援助することを辞めた日本も、経済的には他国を援助することが出来る。経済援助を通じて南朝鮮を安定させることは、朝鮮半島の情勢を安定させるに役立ち、従つて極東の平和にも役立つのである。こゝういふように言つておる。そして「三十八度線に沿つて作られておる要路はマジノ線に数倍する強さを持つといわれ、突破は到底不可能である。従つて、海路を利用して」云々と、こゝ書いてある。そしてそのあとでこゝ書いてある。「長期的には朝鮮の統一中立化が必要であつても、今直ちにそれを実現することが可能でなく、望ましくもないことは注意すべきである。南北朝鮮の国内情勢が貧困と混乱に悩まされてい

る限り、話し合いによる統一中立化などはあり得ない。」「こういふふうには言っているわけですね。こういふことは、話し合いによる統一、中立化なんか考えられない、こういふことを言っているわけですね。政府はこういふ考え方。その考え方は、北の朝鮮に対して南を、日本を守るためには日本は基地化する、また、日本を守るために朝鮮はその門口だ、こういふふうには言われているわけですね。日韓協議の中心、特に日韓条約の一番基礎をなす問題はこういふところにあると私は思っている。総理はこういふふうにお考えですか。

○佐藤内閣総理大臣 これは政府の所見あるいは意見では全然ございせん。ただいままでいろいろ伺っておりますのは、その調査月報にそういふものが出てくる、しかし、その末尾にその執筆者が、これは政府の意見ではない、また政府の方針でもないといふことをはつきり書いてあるのですが、そういうものを読んでいただいたらおかかりになるんじゃないか。個人のこれは寄稿のようなものではないかと。ちやうど材料を取りそろえておられますので——これにちゃんと断りをつけておきますが、「本誌集録の論文は、当委員の作業過程における一応の取りまとめであつて、その内容は必ずしも内閣調査室としての公式な見解ではありません。」はつきり書いてあるのをごさいます。その点をまず読んでいただくと、皆さんも誤解がないだらうと思ふ。この大事なことを読まないで、私もたいへん残念に思ひます。

○石野委員 内閣調査室がこういふような形で述べていることは、私は単にだと思ひます。もしそれならば、こういふような内閣の調査室で出さないと、ほかの一般の市販で出したらどうですか。これは内閣が出しているんですよ。内閣がこういふ趣旨を認めるからこれは書かしているんじゃないでしょう。総理はこれを認めるから書かしたんじゃないですか。

○佐藤内閣総理大臣 いま石野君のようなお話があるから、調査月報は大事をとりましてはつきり断つておるわけでございます。ただいまのこと

を十分御了承いただきたいと思います。

○石野委員 総理大臣はいま、これは断わり書きがしてあるからそれでいいんだというふうな言い方ですが、それならば、こういふようなものを内閣の発行するようなものに書きかちやいけないと思ひます。それじゃ、この趣旨に対しては、責任は持たないけれども、総理はこういふことに對してどういふような所見を持っておるか。総理の所見はどういふことなのか、伺いたい。

○佐藤内閣総理大臣 私の思想はしばしば申し上げておりますから、この問題について、これを論駁するといふようなことはただいまいたしませんけれども、十分お聞き取りをいただいた、かように思つております。

○石野委員 一九六一年の四月十一日には、杉田陸幕長が、朝鮮の南北統一は対日侵略の脅威だといふふうには言つておりました。こういふようなものの考え方には、総理はこれを認めますか。

○佐藤内閣総理大臣 どうも、各人は自由に自分の考え方を持っておられると思ひますので、一々統制はいたしません。

○石野委員 幕僚長がそういふような発言をして、政府はこれを自由だからよろしいといふわけですね。

○佐藤内閣総理大臣 問題は、私どもがどういふような行動をとるか、いわゆる憲法違反でもしたらいへんなどございしますから、また、自衛隊法に反するようなことをしたらいへんなどございします。そういう際に皆さま方からの御批判をいただきたいと思ひます。

○石野委員 朝鮮問題についての政府の考え方は、特に私は総理に聞きたいのは、北の朝鮮の問題は、やがて一つになるだらうからということだけ、これは私も納得できないのです。特に、日韓問題を通じて、この条約第三条の管轄権問題等についても、すでに、北は白紙だ、こういふふうに総理は言つておる。総理は白紙と言つておるけれども、しかし、この白紙と言つておることは、それではどうするんだという問題は全然出て

こないのです。そういう問題は、それじゃいつ出すつもりですか。

○佐藤内閣総理大臣 いまその時期でございませ

○石野委員 総理に聞きますが、日韓条約をこへまてくる過程で、第七回の会議が始まるにあつて、従来一括妥結といふことを言つておつたのが、今度そういふ方式をとらなかつた。仮調印を重ねてきた。そういうのは、外務省にどういふような指示を与えて、この従来の国会に対する公約を変えて交渉のやり方をしたのか。

○佐藤内閣総理大臣 一括方式といふことをしばしば申し上げましたが、竹島問題におきましては、念願をいたしました。竹島問題に、かようにして、この最終的決定を見ることができなかつた。これは、申し上げましたとおり、たいへん遺憾に思つて、皆さま方に特に御承願しておるわけでございます。ただし、竹島問題も、平和的な解決のめどがついたといふことではございしますから、この点で御了承いただきたい、かように思ひます。

○石野委員 いや、竹島問題なんかでなくて、従来一括方式でやってきたものを、なぜ分けてイニシアルを個々の問題で取りかかすようなやり方に変えたのかといふことについて……

○椎名国務大臣 便宜から申し上げますが、あれは一応の締めくくりをつけるだけの話であつて、別に、一つの案件ごとにイニシアルをするといふことは、一括方式に対する例外でも、あるいはこれを破棄したといふ性質のものでもないのではありません。

○石野委員 昨年の六月三日に、金・大平の話し合いで会議が妥結しようとしておつた段階で、南朝鮮に於ける韓国学生の強い反対を受けて、第六次会議は中断した。その後第七次会議が行なわれ、マースン公使が、この間をとって第七次会議の開催に非常な力をいたした。本年二月、国会が持たれて、椎名外務大臣が朝鮮に行こうとしたとき

に、われわれは、外務委員会、椎名外務大臣は基本条約の仮調印をしてくるんじゃないかといふことを強く詰問しました。そのとき外務大臣は、そんなことをしないと言つた。しかし、その当時、このパンディあるいはエマーソン在日公使は、やはり強く日本の外務省と韓国代表部との間を行き来して仮調印といふものを要請したといふことをわれわれは知つておる。そういうような要請を受けてこういふことをやつたのと違ひますか。

○椎名国務大臣 これはだいたい事実と相違してありますから、一応私から説明をいたします。

国会中でございしましたけれども、韓国を訪問するといふことにつきましては、いろいろ社会党からも質問がございしましたが、とにかく、長年の間にかつてなかなかできないといふことは、条約の条文等の問題よりも、その以前の両国民の感情と申しますか、国民感情といふものを相当耕さないと、これはなかなかむずかしいのではないかと、あるからして、これは儀礼訪問ではあるけれども、重大な意味の儀礼訪問であつて、ただ、その機会に基本条約を仮調印してくるんじゃないかといふようなお話がございましたが、それは主目的ではない、しかしながら、短時日の間にそういつたようなムードが盛り上がり、そして無理なくやれるといふ段階になれば、あるいは仮調印の取りかかしをするかもしれないといふことを、私はたしかお話をしたはずであります。それは速記録についてよくごらんくださるとわかると思ひますが、そういうことで参りましたが、しかし、その間において、アメリカの国務省の官吏あるいは大使館、そういう方面から何ら寸毫もそういう問題を御了解願ひます。

○石野委員 アメリカのパンディ氏あたりから非常に強い要請を受けたという事実は、韓国のほうではむしろ外務部長官李東元のほうでそれをはつきり言つております。これは、八月の十四日の五十二回国會議事録によると、こういふように言つてお

いろいろのは総理は何も感じていませんか。
○佐藤内閣総理大臣 私、ただいまお答えしたのが、石野君のお尋ねを少し誤解していたようです。戦争当時という、ちょうど十四、五年昔のこと、いわゆる南北で争っていたそのときに、どうして日韓交渉を始めたのだ、こういうような話だったと思いますから、それも大事なことが、いまだというところが一番大事だろうということを、ただいま申し上げたのでございます。

そこで、現在の問題として、ベトナムに派兵しているじゃないか、出兵しているじゃないか、ま

た南北必ずしも平穏じゃないじゃないか、こういうようなお話でございしますが、朝鮮半島の問題は、これはただいま休戦状態にあるという、このことは御承知のとおりだと思ひます。そうして、これを基礎にいたしまして、国連の決議その他で、七十一カ国が韓国を承認してやるわけなんです。だから、これはかんで含めるように申しますが、七十一カ国が韓国を承認しておる、そして北のはうは二十三カ国がこれまた承認しておる、こういうような状態である。日本がただいま条約を締結して友好親善關係を結ぼうというのは、その韓国である。七十一カ国が承認しておるその国でござ

います。これは誤解のないように。そうして、ベトナムへ派兵しておる、かような事態で、これは交戦状態ではないかと言われますが、そのことこそ、私どもが長く十四年の昔から、日韓交渉を早く妥結したい、というところで関係してまいりまして、ベトナムには実はこれは全然関係がございません。しかして、ちょうど長い長い問題でございますから、いろいろな状態も起こるだろう。韓国自身が韓国の独自の立場でベトナムに出兵しておる、派兵しておるといふこと、これは私どもの関与することではございませんし、また、日本自

でわが国を律してまいりますから、戦争に巻き込まれるとか、戦争の危険にさらされるとか、さようなことは、これは全然ないのでございます。その辺の誤解は、これまた賢明な国民も知っていらっ

しゃいます。だから、皆さま方も十分この間の実情をひとつ御了承いただきたい、かように思います。

○石野委員 ベトナム戦争へ韓国がああいうふうにして一個師団の軍隊を出している。そういう問題はまさに戦争の状態なんだ。その戦争の状態を裏づけるように、韓国では来年度の予算の中で軍事費が膨大に伸びている。来年度の軍事費はどのくらい韓国では伸びますか。

○佐藤内閣総理大臣 それは韓国の問題でございします。私は存じません。

○石野委員 私が聞くのは、これから軍事的な問題について聞きたいのだ。韓国におけるところの軍事体制というものはどういふものであるかというのを聞きたいわけですね。だから、来年度の予算でどのように軍事的な予算体制というものが出てくるかというのを私は聞いておる。

○佐藤内閣総理大臣 韓国の予算は私は知らない、かようにお答えしているのです。

○石野委員 うしろでわかっているじゃないか。

○椎名国務大臣 韓国の軍事費はわかりません。

○石野委員 わかりませんでは、これは済まないんだ。日韓条約の中で経済援助をしていくのですよ、これからね。総理は友好関係だとか何とか言うけれども、われわれの立場では、この条約を通じて非常に軍事的な体制が強まってくる、そしてまた、われわれの経済協力というもののむしろそういう体制へのてこ入れになっていくだろうという心配をしているからなんです。だから、そういう意味から、韓国の予算体制というものはどういふふうになっているのかというのを明確にしてからなければ、国民は納得して経済協力なんてできないじゃないですか。

○椎名国務大臣 韓国がいま非常に経済的に困っておる。これをとにかく繁栄させて、失業状態もこれを改善していく、そして繁栄の基礎を築くというところがわれわれのねらいでございまして、軍事協力などというふうなことは、もう何も考えていない。したがって、われわれは、この問題を進

める上において、韓国の軍事予算がどういふものであるかということを知る必要はないのであります。

○石野委員 経済協力で、困っている韓国に協力をしてやるんだ。その韓国におけるところの予算がどういふふうになっているかというのを聞くわけですね。なぜ聞くか。その予算の中で軍事費がどれだけ占めているかというのを聞きたいのですよ。しかも、去年より減っていくんじゃないですか。そういった実情がはつきりしているのに、何で政府はわからないのですか。

○佐藤内閣総理大臣 まあ、先ほど来申しましたが、韓国の予算でございしますから、それを私のほうへお尋ねになりました。それはやや無理な注文じゃないかと思ひます。何か資料があるだろうと、こういふお尋ねでございしますが、ただいま皆さまの承認を求めているこの案件の承認を経たら、今度は、経済協力のこととは幾ら出ます、こういふような話には実はなるわけなんです。そうなったときに、これはどうも軍事的な支出が多いとか、あるいは民需がどうなっているとか、こういふような話になるわけなんです。ただいままだ承認も受けていないその際に、よほど先走った話のような気がいたしますが、それとも、承認はもう必ずできるんだ、こういふことで、おまえのほうは何かそんな予定をつくっているだろう、こういふようなお尋ねなら、これまた何か私が申し上げるべきかと思ひますけれども、事実まだそこまではいっておりません。だから、その点も御了承いただきまして、ただいま皆さん方の承認を求めている案件でございしますから、それから後の問題です。

○石野委員 私の聞いているのは、われわれが、韓国との間で、政府の提案している条約をもし通すとしたら、経済協力をしなくちゃならなくなる。そういう経済協力をするにあたって、われわれの立場からこの経済協力にいろいろな疑義があり、しかも、政府の考えているようなふうには、

なかなかいくまいというふうな見方をしているわけですね。たとえば、われわれが金を貸してやるにしても、相手が非常に建設的にそれを使ってくれたら、それは湯水のようにどこかへ使ってしまうのだから、そういうことはすべきじゃないわけですね。

○石野委員 韓国に金を出してやるのは、平和的な友好を望んでいるのであって、戦争の方向とか軍事の方向とかいふことに対する協力はあまり望ましくはない。ことに、日本の憲法の立場からすれば、そういうことはしたくないはずなんです。そういう意味で、われわれは来年の韓国におけるところの予算がどういふ性格の動きをしていくものかというところをここで見る必要がある。なぜなら、私たちが心配しているのは、そういう韓国の趨勢というものが、われわれの心配している方向へ動いているからなんです。政府はわからないはずはない。十月十六日のこの朝鮮日報にちゃんと出ておりますから、持ってきてなにしてごらん下さい。

○佐藤内閣総理大臣 私はまだ朝鮮日報を読んでおりませんので……

○石野委員 いや、これは朝鮮日報だけじゃないんだ。ほかにもいろいろ発表になっているから、ぼくは言うのですよ。だから、そういうことを政府が明確にわからないというところ——それがわかった上でわれわれは論を展開するわけなんだから、やはり韓国におけるところの軍事費はどのくらいに動いているか示してください。

○椎名国務大臣 いま申し上げたとおり、われわれがこの日韓条約の問題を進める上において、特に経済協力をやる上において、韓国の軍事費がどういふふうになっているかというのをいまの確に調べる必要は毛頭なかったのをごいしますから、それでその資料を持っておりません。

○石野委員 政府は必要がないかもしれないけれども、われわれのほうは必要だから、聞いておる。

○椎名国務大臣 審議にぜひ必要な資料だと言われるようでありますから、できるだけ整えて提出

することにいたします。

○石野委員 韓国における軍事的な体制というのは、われわれにとって、いまから条約を結び、これからの国交を広げていくというにあたっては非常に重要なことです。ことに、平和的に国交を広げていくとする政府の意図だということをわれわれは聞いておりますから、それならそのように、相手国がそういうふうな国柄であつてほしいとわれわれは思っているわけだ。しかし、情勢は違ふんです。政府が考えておるようではない。われわれの見るところでは、むしろ非常に軍事的な体制が固まっています。それでますます軍事化が進んでいくわけですね。そういう状態だから、この経済協力というものについても、われわれはやはり、政府の言うようには、それはなかなか受け取れない。そういう意味から、私は、この韓国におけるところの予算の実情というものを、軍事予算というものはどういふような比率を占めているかということを知りたいわけですから、これはひとつ……

じゃ、それはあとでその資料がきてから私はあらためてまた質問いたします。保留をいたしまして、これで一応打ち切ります。

○安藤委員長 本日の質疑はこの程度にとどめ、次回は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後六時十九分散会

第二類第二号

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第五号

昭和四十年十月二十八日

昭和四十年十月三十日印刷

昭和四十年十一月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局